

うに理解するが、よろしくうなづか

○山内(一)政府委員 そこは若干の説明を要しますが、今の関税法六十七条の許可制というものは、先ほど申し上げましたように、関税の賦課の実効性を確保するところの検査以外に、他法令で輸入を禁止されたところの物件がある場合に、その当該の輸入申請のあつた貨物がそれに該当するかどうかを六十七条によつて検査をする、該当すればそこで六十七条の線で不許可処分をすることになるわけでございまるが、そこで、今の堀委員の御質問は、二十二条二項の行政処分がどういう形で出てくるかというようには理解するわけです。そこで、二十二条二項の処分は、今お読み上げになりました通り、非常にそこに裁量の幅ができるとういうような表現で出ておるようですが、ありまするが、私どもいたしましては、これは没収して廃棄し、またせつから港に来ましたものを積み戻しを命ずるという、非常に相手方にとって不利益な処分を与える権限になつておると思います。そこで、その権限と申しますのは、六十七条で通常のルートによつて輸入してくれといふ許可申請をして不許可処分があつた場合には、それは自発的に持ち帰る、こういうような普通の輸入者の手続に乗つてくるところの品物につきまして、二十二条二項の、あえて言えばドラスチックな処分を直ちにするということはできない。二十二条二項の処分といまするものは、関税線の許可を受けないで突破する危険性のあるものについてのみ、二十二条二項の処分が緊急的な事態に対応するための措置として

認められる私どもは理解をしておりますから、そういう限度にしか二十二条二項の処分はできないかのように考えておるわけであります。先生の御質問とちょっと違つた面でお答えいたしましたので、はたしてお答えになつておるかどうかわかりませんが、重ねて御質問があればお答えいたしたいと思

○堀委員 今のお話は、だいぶ私は理解できないのです。大体行政行為は法律にある規定の範囲で行なうといふのが限度だ。そうすると、まず第二十一條で規定をしておるものに該当するかどうかという判断は、なるほど関税法六十七條の検査によつて行なう。そこまではよろしい。該当するといふ認定が一応出た、認定が出たら、次に、前項各号に掲げる貨物で輸入されようとする

いととは、一項ではつきりきまつたものは、二項の行政処分をするということが関税定率法二十二条の趣旨です。これかいかで悪いかということは別問題で、あとで論議しますが、この法律がある限りは、そういう解釈をしなければならないのであって、今あなたがおつしやったように、これは密輸に掲げる貨物は輸入してはならない、さらにそれを輸入するものはこれらするのだと書かれているので、これは密輸だつたら適用するが、正常ルートの輸入には適用しないということは、この法律のどこにもないのです。いかがですか。

いうことは、一項ではつきりきまつたものは、二項の行政処分をするということが関税定率法二十一条の趣旨です。これがいいか悪いかということは別問題で、あとで論議しますが、この法律がある限りは、そういう解釈をしなければならないのであって、今あなたがおつしやつたように、これは密輸その他正当なルートを通らないで出できたものに対するこの処分があるという、そんな法律解釈はない。左の各号に掲げる貨物は輸入してはならない、さらにそれを輸入するものはこれらのことだと書かれているので、これは密輸だつたら適用するが、正常ルートの輸入には適用しないということは、この法律のどこにもないのです。いかがですか。

いといふことは当然自動的に帰るということであつて、あなたの方の方は、処分をして帰すということじやないけれども、自動的に帰るのだ、こういうふうに確認してよろしいですか。

○山内（一）政府委員 もちろん、その不許可処分に対し異議がありますれば、関税法の訴願手続、あるいはそれに不服の方は裁判所に行政事件訴訟を提起いたしますけれども、その税關の不許可処分に納得がいく輸入者というものは、普通は持つて帰る、こういう意味で持つて帰るというふうに申し上げたわけでござります。

○堀委員 そうすると、ともかくも業者の方がそういうことで輸入ができないのだとということになれば、あくまで輸入したい場合はもちろん裁判もありましよう。しかし、ほつておけば行政行為としては積み戻しなんだ。いいですね、それは間違いありませんね。自然に帰るのだ。業者が無理にやるときは裁判をやる。しかし、やらないときは、不許可になれば積み戻しだ。そりなると、行為として積み戻しになるものを、おい、ちょっと待てといつて、税關が——さつき私は達を読み上げましたけれども、達にはこういうふうに書いてあります。「税関長は、輸入映画が閑税定率法第二一条第一項第三号に該当するおそれがあると認めるときは、同条第二項の措置をとる以前において、審議会に諮問する」こういう達を出している。あなたの話は、不許可になれば自動的に積み戻しなんです。ところが、閑税の達は、おそれがあると認めるときは、第二項の措置をとる以前において、審議会にかけるといつてはいる。明らかにここでは第二条の審

いということは当然自動的に帰るということであつて、あなたの方の方は、処分をして帰すということじゃないけれども、自動的に帰るのだ、こういうふうに確認してよろしいですか。

○山内(一)政府委員 もちろん、その不許可処分に対し異議がありますれば、関税法の訴願手続、あるいはそれに不服の方は裁判所に行政事件訴訟を提起いたしますけれども、その税關の不許可処分に納得がいく輸入者というものは、普通は持つて帰る、こういう意味で持つて帰るというふうに申し上げたわけでござります。

○堀委員 そろすると、ともかくも業者の方がそういうことで輸入ができないのだということになれば、あくまで輸入したい場合はもちろん裁判もありましよう。しかし、まつておなばざだ文

○木村(秀)政府委員 これは、輸入映画審議会にかけます場合は、公安風俗を害するフィルムであるかどうかということを確認するのに、慎重を期する意味でかけるわけでございまして、かけた結果公安風俗を害するフィルムだということを確定されますが、税関といたしましては、もちろん不許可処分にして、種み戻しを命じることができますけれども、しかし、もし輸入業者の方で税関の認定に間違いないということを納得しまして、そろしてこれをみずから種み戻すなり、あるいはそこで廃棄してしまうということがございましたならば、そういう業者の発意による処分というものをも任意的に税関としては認めているわけでございます。

○堀委員 今のは答弁にならない。第五条に「輸入映画が国税定率法第二一条第一項第三号に該当するおそれがある」と認めるときは、同条第二項の措置をとる以前において、審議会に諮問する」と書いてあることは、要するにこれは第二項の措置をとるといふことが前提であつて、今法制局の部長が言われたように、不許可になつたら自然に積み戻しをされるという問題とここはつながらないのです。この達の内容は、明らかに國税定率法との思想に基づいて処分をする前に、ここで調べますといつておる。あなた方の答弁はどこか食い違つておるのじゃないですか。どうですか。

○木村(秀)政府委員 もちろん法律によりましてそういう積み戻しを命ずることはできるわけでございます。しかし、公安風俗を害するという認定がなされました場合に、税関としては必ずそういう処置をとるのだということをごいませんで、業者が自発的に積み戻しをするあるいは廃棄をするという申し出がありました場合は、それを慣例上認めておるということをごいります。

○堀委員 それでは答弁にならないと言つておる。この違が間違つておるなら、あなた間違つておると言ひなさい。それでいいじゃないか。こういう違を出したことが間違つておる。あなた方は、関税法六十七条に基づいておる。この違が間違つておるなら話はわかるけれども、こういう間違つたことを達で出しておいて、ここでそれをこまかくしたって、私は絶対にこまかされぬ。それは、法制局に、私の言つておることが正しいのか、政府委員が間違つておるのか正しいのか、聞かしてもらいたい。

○山内(一)政府委員 実は、今定事法の二十二条の一項三号に該当するもの

が現実問題として輸入できないとい

う事態は、先ほどから申し上げました通りに、不許可処分というような通常のルートが一つあるわけでございます。

それからもう一つは、そのルートに

乗つてこないで線を突破して入るとい

う、その二つの考え方がある。そこ

で、今の通達は、線を違法に突破して

いるものについても、これについては

先ほど申し上げました第二十二条二項の処分権限が発動できますけれども、

その前についても今の審議会にかける

という、その面をおそらくは言つておられると思う。もう一つ普通のルートに乗つてきまして、不許可処分をやることでございますが、その点でございませんで、業者が自発的に積み戻しをするあるいは廃棄をするという場合は、税関がかけておられました場合に、税関としては必ずそういう処置をとるのだということでございませんで、業者が自発的に積み戻しをするあるいは廃棄をするという場合は、税関がかけておられました場合に、税関としては必ずそういう処置をとるのだということでございませんで、業者が自発的に積み戻しをするあるいは廃棄をするとい

ういう意味に

方の部分しか書いてない。その意味に

おいて、審議会にかける部分が二項の

処分だけに限定するように読み取れる

ということは、私は確かに不備だと思

います。ですから、普通のルートの不

許可処分をする場合にも、むろん今

がおっしゃるよう問題が二つあ

りますが、非常に明確にわいせつであ

るといふものは、私が税関当局の今

むべきであろう、かように考へるわけ

です。

○堀委員 実態を申し上げると、あな

たがおっしゃるよう問題が二つあ

りますが、非常に明確にわいせつであ

るといふものは、私が税関当局の今

むべきらしいものと、わいせつ物につき

ます。そしても常識的に言つて二色あると思

いますが、非常に明確にわいせつであ

るといふものは、私が税関当局の今

お取り扱いを伺つている範囲におきま

しては、これはとてももうわいせつで

あってだめだ。こういうふうに言われ

て、それで不許可処分という意思を表

示された。それで、これはなるほどそ

うだというので、輸入してこようとき

れる方が放棄されるなり何なりして、

そこでもつて問題は解決するよう私

は考えております。だから、明確にわ

いせつのものが六十七条の不許可処分

の対象になつてゐることは、私は現実

なたそなごだわることはないじやない

ですか。ほかの委員もお聞きになつて

いたらわかると思うのですが、私は一

つも無理を言つてない。ともかくもあ

ります。

○山内(一)政府委員 不許可処分にす

る場合または定率法二十二条二項の処

分を発動する前にこういうふうにやる

のが一番正しい、こういうふうに思

います。

○山内(一)政府委員 不許可処分にす

る場合または定率法二十二条二項の処

分を発動する前にこういうふうにやる

のが一番正しい、こういうふうに思

います。

○堀委員 どうもおかしいですね。あ

なたそなごだわることはないじやない

ですか。ほかの委員もお聞きになつて

いたらわかると思うのですが、私は一

つも無理を言つてない。ともかくもあ

ります。

○山内(一)政府委員 二十二条の二項

だけを引用したのは、私もやはり引用

条文としては足りないと思ひます。

○堀委員 足りないのでないんじゃ

ないです。二十一条の第二項の措置

をとる以前において審議会にかけると

いうふうに法制局は補足するか言つて下さ

い。

私はそんなことを聞いてない。あ

いふうに書き方は、誤つてあるんじゃ

ないですか。足りないんだつたら補足

するんですか。補足するならどういう

ことか。

○堀委員 私の質問に答えてもらいた

いふうふうに、私は考えておるわけで

ござります。

○堀委員 私の質問に答えてもらいた

いように思うけれども、しかし何とかでござります。——そういうことでなくて、やはりいいことはいい、間違っていることは間違つていると筋道を通すのが、私は法律の解釈じゃないかと思うのですが、どうでしょうか。あくまでもやはりこれがなければいかぬですか。この第二項の措置をとる以前において、これがなければいかぬです。

たら、今度こっちがおかしくなる、こういうことであつて、どっちかこれは筋道を通さなければいかぬですよ。法律に基づいて、その範囲内で行政行為として行なえということを言つておることは、どっちの筋なのか。それを、こっちの筋であるようで、こっちの筋でもあるようで、適当に答えよるなんという態度は私はとらぬ。だから、シビアにさはつところ、いうことを最初から聞いているわけです。だから、私は、これを書いた建前は関税定率法によるという建前で書いた、しかし、これが論議をされてきて、どうも実態との関連で見ると、六十七条を適用していいるという形の方が無難じゃないかといふ、あなたの方の見解に基づいてそろい、あなた方の見解に基づいてそろい、あんたの最初にするから、ここでいう答弁を最初にするから、ここでは、ひつかかってくるといふことになるんで

理解してよろしいですね。そこで、憲法第二十一条第二項に「検閲は、これを保障する。」二項に「検閲は、これをしてはならない。」という規定がある。第二十一条〔集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。〕二項〔検閲は、これをしてはならない。〕そこで、まず表現の自由の問題は、これは憲法解釈としていろいろ問題があるところだと思いますのですが、表現の自由というものには私は表と裏があると思うのです。だから私は表と裏があると思うのです。だからこれが作者が何かの思想なりいろいろなものを表わすという形の表現の自由がある。しかし、これはだれもいないところで、一人も人間のいない島の中で幾ら表現の自由をやってみたって、だれも見る者がなかつたら、それは表現じゃないんですね。自分一人でやつてあるんじゃないんですね。自分一人でやつてあるんじゃないんだあだ。これは見る人がいるんじやあだ。これは見つかる通りだと思っております。

が、常識的にはそこまで憲法が表現の範囲として、一般的のものがそこで輸入される。そうすると、今は行政官庁がそれに対し明瞭に制限を加えようとしている。制限を加えて、ものがそこでカットされて入るという行為、これは憲法二十二条に抵触しないですか。

○山内（一）政府委員 結論から申し上げれば、私はこの場合はしないと思います。その御説明はかなり長くなるから、最初は簡単に申しますが、今、先生は映画を例におあげになりましたから、それについて申しますが、わいせつであるかどうかかと、いうことは、国内法でも刑法百七十九条でございまして、これがによって制限されておる。わいせつの中には、だれが見てもわいせつだというものと、見方によって、かかる人は芸術作品である、また他方の人はわいせつであるというふうに、認定の問題でありますから、これを税関や関税法六十七条で不許可処分の形でチェックすることは、確かに一つの認定の問題でありますから、これを税関や知の通りだと思います。そこで、わいせつであるということは一つの認定の問題でありますから、これを税関や関税法六十七条で不許可処分の形でチェックすることは、確かに一つの認定の問題でありますから、これを税関や知の通りだと思います。そこで、わいせつであるということは一つの認定の問題でありますから、これを税関や関税法六十七条で不許可処分の形でチェックすることは、確かに一つの認定の問題でありますから、これを税関や知の通りだと思います。そこで、わいせつであるということは一つの認定の問題でありますから、これを税関や

われの統治権は及んでおりませんから、どこでわいせつ物が作成され、いつ日本のどこにそれが入れられるか、ということについては、われわれの地盤関係といふものは全然予測がつかないといふわけでございます。つかないから、わいせつ物ならわいせつ物に該当する場合には、関税定率法二十一項の罰則の予防的効果というものは、外國にあるものに対してもはわが国の警察権は全然及びませんから、及ばない。それから、もう一つは、外國においては、差し押さえなり逃げ出であります。もう一つは、輸入せざる場合には、輸入せざる場合に該当する限りにおきましては、どんでも検査制度といふものを設けます。それでも検査制度といふものを設けます。そこまで、定率法二十一項の禁上規定を前提とする限りにおきましては、どんでも検査制度といふものを設けます。そこまで、入ってくる品物が二十一項の禁上規定に該当するかどうかということを検査せざるを得ないわけです。検査をした場合に、行政処分として不許可になると、いうことは、行政機関がそこで現の自由を押えたのではないかといふ疑問が出てくるわけでございますが、税關で検査をして、これがわいせつなどに認定したと考えられます限りにおいては、これをそのまま入れるといふことをいたしますれば、入れてすぐ十一項に対する罰則を適用する考え方としてはこういふになつくるわけであります。というのは、わいせつ物を作らざるを得ないと思うのですが、もしかりにそういう制

にいたしますと、輸入者は非常な危険をもって関税線を突破したときにつかまれられるということになります。ですから、一応検査するということを前提といたしますれば、そこで一応不許可処分にしておいて、その不許可処分の違法であるか裁判所で争うという制度が、輸入者の方にとって負担が軽くて危険がない。そういうことを前提といたしますと、今の六十七条の不許可処分ということは私は違憲ではない、かように思つております。

፳፻፲፭

は、そういう表現の自由に対する行政官厅のある一つの制限行為だといふことがはつきりしておれば、憲法二十一條は検閲ではなくと書いてある。どっちにしても、この問題は、憲法上の論議としては、この前参議院でいろいろお答えになつてゐるものと私ははずつと読みましたけれども、その後御検討を十分されていると思いますが、この規定は憲法二十一條との関連ではきわめて不十分な規定であるとうふうに考えます。今、通してしまつたら困るじゃないかということに対しては、わが国では、映画につきましては映倫という機関がありまして、國

○佐藤国務大臣 おほど來質疑を伺つたが、私は法律家でないから、どうもお詫の点がびんとこないものもあるのです。法制局からお答えをしたように思いますが、そこで、実際の問題として、今大蔵省が出しておられます政令、これが一体どういう役割を果たしているのか。この政令の第五条についてのいろいろの御意見でございましたが、第一条で申しておりますように、この達の使命とするところのものは、「この規程は、輸入映画の國税定率法第二一条第一項第三号該當の有無に関する判断を適正化する」とあります。この目的とすると、この規程は、

憲法における自由といふものは、自由に闊する規定は、ただいま御指摘になりました二十一條ばかりではないと思ひます。あるいは十二条、十三条等の規定もございますが、おそらく公共の福祉という制限はいかなる場合においてもあることだし、またいかなる場合においても権利の乱用をしてはならないということだ、かように私どもは憲法を理解しております。従いまして、たゞいまの輸入映画についての御意見などを聞いて、そつとして、検閲をしてはならない、表現の自由を拘束してはならない、これだけの御議論で憲法を解釈されることは、少し疑義があるのじや

的のものとては實は設けたものでありまつて、輸入の許可の申請をした税関吏がこれを見まして、これはやや問題がある、こういう場合に、自分一個の判断でなしに、やはり設けられておる委員会にかけて、委員会の審査の結果二十一條第二項の処置をするかどうかをきめるというふことを實は達できめておるのだ。この達自身は、そのまま表現の仕方で、二十一條第二項をする前にとかといふことが適當かどうか、それは別でございますが、この達の目的は、はつきり第一條で明示しておるこの趣旨にはかならないのでありますから、實際の処理としては、法律でどう書いてあるうと、これはやはり、当該官吏だけの独断でなしに、第三者を交えての学識経験者の判断に待つて、しかる上で第二十一条に該当するかどうか、これをきめるべきが適當な實際の処置ではなかろうかと思います。

ところで、ただいま御議論になつております憲法上の問題でござりますが、憲法における自由といふものは、自由

じやなくて、やはりもうかるとか、いつて作ったに違いない。その場合に、表現の自由ということをどれだけ作者なりが主張し得るかどうか、またそれを見た人が、とにかく密輸までしてあんな映画を取り扱わなくとも、あれなら堂々と入れたっていいじゃないか、こういう見る人の表現の自由の立場から、の議論もあるかもわかりませんから、私は、密輸云々というだけでは、それはもうわいせつにきまり切つておるのだと断定はできないのじやないか、寒はかようにも思ひます。おそれらしく、この映画についての扱い方も、

身憲法学者じやございませんから、この点は、最初お断りしたようになります。十三条、十二条の精神、権利の私用は認められないという原則があり、やはり公共福祉のためには制約を受けるという問題がある、この二つはいかなる場合においてもあることである、かのように私は解釈すべきじゃないか、かのように考えます。

ところで、先ほど来のお話を聞いて、いわゆる密輸入をするわいせつ映画、これは問題はないのだ、こう言いますが、密輸入という形のために、これは問題ないと言われるのか、この映画自身が、これは密輸入までするのだから、わいせつなのだ、こういふうにおきめになつてているのか、私は法律的には議論の余地があるのでないかと思う。あるいは偶然密輸入になつた場合もありましようし、最初から輸輪の目的で特別な映画を持つてくる場合もありましようが、その映画自身は明らかに公共の福祉あるいは風俗を害するような意味で作られたというもの

○堀委員 私も無制限に自由がある、
は言わない。ただ、映画については、
倫理という自主的な機構があつて、國字
で上映する以前において、これらの規
係者が、自分たちの手で自主的に判
をして規制をしておるという段階がこ
るのにかかわらず、さらに憲法の規
定を、無制限とは言いませんが、
体において表現の自由を守れ、検閲は
これをしてはならないという規定を
あって、うしろに何もなければ、私は
今の大臣の意見に賛成をいたします。
しかし、すでに自主的にそういうこと
はやらないという制度がある上に、今

作者には作者の言い分があるだろ
う、そういう意味ではいろんな議論
出てくるだらう。表現の自由といら
が適正に保護されるというため
は、やはり法律で書いてありました
合に、その当該職員が独断でそれを
めることは、私は非常にあぶないこ
だと思う。やはりこういうような違
よつてそういうものが慎重に扱われ
しかるべきじゃないか、私はかうう
思いますので、先ほど来のお話を聞
てみまして、どうもふに落ちない点
多々ありますし、あるいは堀委員の
尋ねにまともに答えてないような点
あるのかもわかりませんが、私は、
だいま申し上げるようになおに見
して、実際の取り扱いとしては、今
その種の達は必要だし、また、憲法
解釈そのものから見ましても、十一
条、十三条等とあわせて考えてみ
と、だいま引例になりました柔
きものは保障されてない、私はかよ
うに考える次第であります。

らに行政権力によつてこれを制限しなければならないかどうかということについては、これはやはり、大臣のお言葉ですが、私はそういうふうには理解をしない。今の憲法の精神といふものには、いろいろなものは自主的にやれ。この前私、文教委員会でも、文部省が図書目録を選定する、文部省が選定しなくとも、そういう出版関係者がみずからやればいいことで、ことごとくに政府がそういう表現の自由の制限に関するものに手を出すべきでないという基本的な思想を私は持つておる。そういう意味においては、自主的なものがあるなら、それを育てるという方向が正しいのであって、検閲はしてはならないという規定があるのにかかわらず、政府がみずから手を出す必要はないのではないか、こういうのが私のものの考え方なんですね。

であつて、関税定率法の建前は、本来税金をかける問題なんですよ。あなたがおっしゃるようやく、映画の内容をどうこうするためには國税定率法が置かれているわけじゃない。だから、私は、それは輸入映画何とか法というような建前の法律でそういうことがあるならば、また話は別ですけれども、関税定率法というこの法律であつて、そこまで、映倫が自主的にやつておるのに、その統制力がどこまであるかわからぬから、官憲が行政権を常に発動して、そろそろちりしたものにしなければならぬということは、國税定率法という問題の中ではいさか理解いたしかねるのですが、これは御答弁はけつこうです。

ござります。それに対しまして外國から入ってきます精製ラードが大体トントン当たり十万八千円くらいであります。そうしますと、その間にトントン当たり一万五千円くらい、キログラム当たりにいたしまして十五円という価格差があるわけであります。従つて、今度全地域能域AAにいたしまして精製ラードを自由に輸入させるということに相なりますと、国内のラード精製業者あるのはマーガリン精製業者が非常な危険をこうむりますので、この輸入価格と国産価格の差額を保護税率として盛りたいといふ趣旨でござります。

ドが十万九千円強、十一万円近くでござります。
○堀委員 今あなたは精製ラードが十万八千円と申上げましたのは、現在いろいろなところから入ってきておりますので、これらの平均価格を出しておるわけでございます。
○木村(秀)政府委員 十万八千円と申上げましたのは、現在いろいろなところから入ってきておりますので、この平均価格を出しておるわけでございます。
○堀委員 そうすると、アメリカのラードは十万三千円ですね。それに今度の従量課税をすると大体十一万八千円くらいですね。それで国内価格はあんたのおつしやった十二万三千円だら、まだかなりな聞きがあるわけですが、AA制にすれば今度は幾らでも入るだけですね。価格がトン当たりまだ五円ばかり違うということでも、大体これまでやれるような見通しがあるわけですか。
○木村(秀)政府委員 これはやはり品質の違いもございまして、日本製のものは品質是非常にいいわけでござります。従つて、この程度の差であれば、国産品を喜んで使うという方もござりますので、この程度の差は問題ない、思います。
○堀委員 そうすると、今度はAA型をアメリカに広げた場合には、オランダからはほとんど入らなくなるということになりますね、そういうふうに解していいですか。
○木村(秀)政府委員 全然とは申しあげかねますけれども、ほとんど入る、いかと思います。

○堀委員 そうすると、このラードはガットの譲許品目の一つになつておりますね。今度譲許品目の修正をするなら、主要締結国はおそらくこの場合にアメリカでしようと思いますが、当然今度はオランダの了解を得なければならなくなるのですね。これに対し、あなたの方になるのか通産省になりますのかよく知りませんが、政府は一体どういふ見通しを持つておりますか。

○木村(秀)政府委員 もちろん現在5%のガット税率がついております。

それでこれを十五円の従量税に直しますにつきましては、日本に対する主要供給国との協議を必要いたします。

ところで、現在日本に対してラードを輸出しております國と申しましては、

先ほど御指摘のございましたアメリカとオランダでございますが、オランダは現在ガット三十五条の援用国でございまして、日本とは正式のガット関係

を結んでおりません。従つてアメリカと交渉をいたすことになります。来年に入りますと一般的な関税交渉がござりますので、その際にこれを持ち出しまして、それで譲許税率の撤回をいたしたいと考えております。

○堀委員 私もまだ不勉強なのでよくわからぬのですが、そうすると、三十五条を援用しておる國とは、ガット二十八条の譲許表の修正についてはもう一方的でいいといふ理解をしていい

います。

○木村(秀)政府委員 その通りでござります。

○堀委員 アメリカとガットの交渉をする場合、これが第一の問題になる

し、次は大豆も問題になると想います。大豆もガットの譲許品目だと思

います。

○佐藤國務大臣 これは基本的な問題でござります。貿易の自由化をいたし

ます場合に、いずれの国でも自國産業

に利益になるような貿易自由化しか考

えておりません。また、自國産業の発達に益するという点は、ひいてはそれお伺いをいたしたいのですけれども、これからわが國は貿易の自由化をやることになる。他方ガットの加盟国としてお互いに関税率は下げていかなければなりません。そこで、そのガットを全体に広げていくのだという

ことになる。他方ガットの加盟国としてお互いに関税率は下げていかなければなりません。そこで、そのガットを全体に広げていくのだとい

うことです。従いまして、究極的目的が

が国際経済を拡大するゆえんだという

ことで、理論的には結びつけておると

も果たしていくといふ方向の上で、わが国の貿易政策は推進をしていかなければならぬといふ一つの方向があつ

ればならない。ところが、貿易の自由化の問題が起つてきて、国内産業

保護ということで、今度は関税を少し上げて保護をしたいといふ問題がここに出て来る。そうすると、この考え方とガットの考え方とは基本的に

相反することになるわけですね。政府

は、なるほどこのガットの譲許品目に

ついての各種のきめ方が過去にいろいろ問題があつたかもしれないけれども、いろいろな当時の情勢によつて問

題があつたとしても、それはそれで相

当低くきめてある。さらに、日本の関

税率は全体としてベネルックと同様非常に低い國だといふことになつて以

る。そういうふうに非常に低い國とし

てなつておつて、これから貿易自由化

だから上げますよといふことが、ガット

の精神との関係で、はたして諸外国

がそのようにすなおにそれを認める方

がつらなかつたことを下げなければなら

ないといふような情勢になつておるよう

に——私は、本で読んだことなので、

どこまでが事実かわかりませんが、そ

れで、いろいろな条件がついておる。新たに

譲許品目を来年はふやさなければな

いといふように理解をいたしておるわけ

です。そなへて、なかなか実際問題

踏み切るとして、それが一部関税率を

修正したりあるいはまた関税品目を整備したりすること、これはもう私は必

ず了承してくれるものだと思うし、ま

たも了承しないようなところがあ

いといつておるところへ、今度は逆

ば、当然私どもも強く主張して納得を

いかすつもりでございます。この自由化といふことを申しましても、私ども

は、やはり国際協力の拡大に自由化が

ことであるかも知れないが、為替管理を

同じことになるのじやないか。そ

れが有効にきかないような上げ方な

ら、これは上がつたとはいわないんだ

ことで、理論的には結びつけておると

も果たしていくといふ方向の上で、わ

が国の貿易政策は推進をしていかなければ

なりません。そこで、これは上がるだけ

ことになる。他方ガットの加盟国とし

てお互いに関税率は下げていかなければ

なりません。そこで、これは上がるだけ

かだと思います。ともかくもその他の西欧諸国を含めて、これはなかなか問題がある。イギリスだって問題があるわけです。

特に一つ問題があります点は、西歐諸国は現在日本を低賃金国だといふ観念のものを見ておるのです。これは相当地ものを大きな問題です。ところが、ラードを見てわからないのは、アメリカから原料ラードをオランダが輸入をし、金の高いオランダで精製をして、オランダからまた船に積んで日本まで運ぶのです。その運んで来るものが、十万八千円ぐらい同じようにアメリカから原料ラードを輸入して国内で精製する。調べてみたら、この油脂関係の業者はみな低賃金です。その低賃金でやっておる国内精製ラードがはるかに高いのです。また船に積んで来る船賃を除いても、なおかつ一万千円も高い。そうすると、この一万円高いといふものがたして正当なコストかどうかということは、ちょっとと問題が出てきやしないかという感じがする。あなたの方も、貿易の自由化といふ問題については、やはり国内産業が正當な形で発展することを進めするという考え方がある。ところが、国内の十二万三千円の精製ラードの価格といふものはきまつた価格なんだ、これが正しいのだという理解の上に立つて、そこで従量十五円、従量一〇%というものを何の検討もなくきめられているよう私は理解する。オランダの精製ラードがこういふ格好で安いというのは、じゃどこに基づくのか、私は専門家でないからよくわかりませんが、これは一体どう

○佐藤國務大臣
脱を上げたう相
すが

○佐藤国務大臣 先ほどの、日本が関税を上げたら相手方もそれに対してもやはり関税を上げるだら、こういう問題があることは御指摘の通りであります。これは一国だけで自由にできない。そこで、関税を改正いたします場合には、三百七十六品目につきましては、税率改訂の場合にはガットの加開国に対して協議をすることになつておられます。そういう場合に、君の方がそれをいろいろと上げるのなら、君の方から入るものについてはこういうようにしたい、こういうものが必ず出てくるのをございます。そういう点があるからこそ、関税の扱い方なり自由化の扱い方にについては非常な注意をしなければならない問題であります。為替で管理をしておれば関税の問題がないから案ではないかということになりますが、為替で管理をしている限り、やはり同じような考え方方が相手国にはあるわけですね。ともかく、お前の方は数量的に制限をしているじゃないか、しかし数量的な制限をどうしていくまでもするのか、こういう議論になつてくるので、これは今の形態を持続し得るかどうかというところに一にかかるのであります。そして、為替で統制をとりまして、また関税率で左右いたしましても、その結果は相手国に与える考え方は同じだ。ただいま私どもが申しておりますこの自由化は、そもそも自由化をしないで今までいっつたら一体どうなるのか。今のままでいっつたら、一つの基調は自由化の方向をと申しておりますが、自由主義の諸国会は相互協力ということを非常に強く言つてゐる。だから、今すぐできるわ

けのものではございませんが、頭の中には描いておるものを見れば、いわゆる経済的な分業というようなことを一応考へることになるのだろうと思います。しかししながら、今の状態から直ちにそこまでは言えない。国内産業に対する保護も十分していかなければならぬことになるのだろうと思います。従いまして、今回関税率を整理するとか、あるいは関税品目をふやすとかいうような場合におきましても、加盟国についての二百七十六品目についての扱い方は、ただいま申し上げるような意味において十分考慮も必要といたしますが、わが国自身の立場から申しますならば、わが国産業が使います原材料、原料や材料というよろづなもののは、原則として無税あるいは軽減すべきことが筋だと思います。しかし、外国から入ります原材料と申しましても、直ちに国産品とぶつかるものがあります。たとえば今問題になつておる大豆は、外国から入つてくると、国内産の大豆と価格が非常に違つてゐる、農民自身の所得に大きな影響を与えるといひで、農民所得の確保といふ点をまず第一に考えますが、同時にこの大豆が原材料として使われておる、たとえは製油業者あるいはみそ、しょうゆというようなところまでも考へて、その第二次製品の面に非常な高まりになるわけです。であります、その第三次製品の面にかかる課税をかけられ悪影響のあることは、とにかく第一は農民の保護を考へ、第二次製品の面において、やはりこの大豆の扱い方は非常にむずかしいものになるわけです。であります、この競争力を増し得るような措置を考へるが、とにかく第一は農民の保護を考へることになるのではないかというふうなことを考へるを得ないのでないか、というふうに思ひます。

で、今農林や大蔵、通産あるいは党等いろいろな具体案を練っております。同時にまた、第二の問題として、先ほど三十五条援用国云々の問題が出ておりますが、オランダとの貿易を拡大しないということを申しておるわけではないのでありますと、これは三十五条のこのガットの加盟国としての規定から申せば、オランダに対する協議をするとか、了解を取りつけなくていいことなどございます。それで、ただいま問題になりましたラードについて、ただいま問題になりました理由が直ちに入ってくるわけございませんが、わが国の国産のラードは、アメリカから原材料を取つてきたりが十二万三千円になる。オランダはアメリカから買つて、そりとして安いところをぐるぐる回つても十万八千円だ。大体十一万円だ。こうしたことになると、これは一体どうしたことなのかといふところが問題になるわけですね。言いかえますならば、わが国のラードの精製業というものがまだ十分発達していないという証拠なんですね。ただいま、それを、低賃金であり、しかもこういうような遠隔の地から来てもなおかつ日本よりも安いといふのは、業者自身が非常にもうけているのではないか、いかにもそういうふうにとれるように聞けるお話をございますが、国内産業として精製ラード業といふものはまだ育成されておらない。これはひとりラードばかりじゃございません。ミルクだとかあるいはチーズ、バター等においても同じことが言えるのではないか。従いまして、今回のキロ当たり十五円という關税にいたしま

でも、大蔵省自身がこれは勝手にきめただけでござります。これは現在あります国内産業が順次国際競争力を増していくと、考えてもらう、その実が十分上がるまでは、関税等によってある程度の保護を続けていく、こういふことで、私は別に矛盾はないと思います。

ただ、もう一つつけ加えて申しておることは、ただいまラードが問題になつておりますが、ラードあるいは皮革、大豆、銑鉄等であります、これはいわゆるドル地域に対してもFA方式である。しかしながらドル地域外のところはAAでございますから、アメリカから直接粗製ラードを買って、オランダで精製して、これはドル地域外ですから自由に日本に入つてくるといふので、ただいまオランダがまずアメリカから粗製ラードを買って、オランダで精製して、経路から言ふと、ずいぶん間違った形をとつておる。今回の十品目についてAAをとつたというのは、ドル地域外のものはこれはAA方式、たとえば大豆ですが、大豆などはアメリカからくるものはFAです。今満州大豆が日本に直接入つてくるわけはございませんが、香港産等の形でときに私は満州大豆が入つておるのじやないかと思います。原産地をはつきり表示しなければならないのですが、そういうものが入つておるならば、これはAA方式で自由に

入つてくる。だから、在来のようにもボンドやあるいはフランやマルクやりラントの保有は国内にも進めがるが、ドル以外のボンドその他を持つことは、なべく為替政策あるいは外貨保有の面から見ても避けるよくな処置をとつてきただこの際は、このドル地域に対する貿易のあり方といふものが、わが国国際決済上大きな影響があるといふので特に注意した。そこでドル地域に対しでは特別の方策をとつてきた。しかし、最近のことく、もう外貨がそれぞれみんな交換性を回復した今日になりますと、ドルといゆるボンド地域と区別することは意味がなくなつてきておる。そういう状態でもある一面、御指摘のように、アメリカ自身も、日本からうんと品物が入つてゐるのに、アメリカの品物に對して日本が為替の制限を加えておることは好ましくないじやないか、日米間の貿易拡大の上に役立たないじやないか、こういふことを指摘していることも事実でござります。わが国の方から見ると、ドルとボンドとの間に差等を設ける理由はなくなつておる。そういう差等を設けておると、ただいま申し上げますように、通常のルートを通らない、変則的なルートで貿易が行なわれる。しかもそれがわが国の精製ラード業者の自立発達をおくるとしておるということになるわけであります。

いうことなんです。しかしながら、そういう結論に到達するまでには、わが国産業を育成強化して、国際競争に負けないようにならねばならぬ。たゞその責任があるわけです。そういう意味で、この関税率のきめ方にしても、あるいは品目の追加にしても、非常に慎重にしていかなければならぬ。たゞいま堺委員の御指摘になりますような点がありますので、自由化を決意いたしましたが、その具体的な案を立ておりましても、その具体的な案を立て得るまでに相当の時日を要する。たゞ目標の時期を明示しておかないと、業界におきましても準備が十分できないということもありますので、政府といたしましては、まず自由化の時期が明示し、それまでに所要の準備を遂げていくという措置をただいまとつておられるわけであります。それで、これは自國産業を育成強化するということが同時に大きな目標でもございますから、自由化というだけで、勝手な、単純な理論だけを遂行する考えは毛頭ございません。

なれば、国内産業は輸入との関連で非常に混乱を起す可能性がある。だなら、今度ここで鉱油に関する一応の改正がされるわけですが、これはなかなか、そこがはつきりしないと、どうか。年ばっきりといふことで関税率はどうない、こういうふうに考えます。もちろん、これは限界立法だから、これから三年やるというわけにはいかぬでしょうけれども、考え方としてこれはちよつと承っておかなないと、今後の混乱のもととなると思いますから、それを一つ承りたい。

いては、今後税の法律を新たに通
国会にお出しになるかどうか知らな
が、その中でそういう規定をして、
それをそういうふうにずっと継続する
思なのか。それが出て、基本税率
きまっていて減免措置をしているわ
なんだから、この減免措置などとい
の申し上げておる意味と御答弁が違
ているのではないかと思います。

○佐藤国務大臣 全面的に再検討す
るござります。これは大へんな大
業でもありますし、ことに大蔵委員
皆様方に積極的な御協力をお願い
なければならぬ、かように考えて
ります。先ほど来ちょっと話が出ま
た貿易の自由化に備えるためには、
面的に再検討し、同時に品目も追加
するという考え方ございます。そこで
今日まできましたものあるいは暫定
置のもの、これは減免等を含めてのもの
を全部再検討する、こういうことと
ござります。

○堀委員 それは再検討なさるとい
うことだけつこうなんですが、今輸出
ついては輸出リンクとかあるいは
別外貨割当制度とか現債貿易とか、
いろいろ形で輸出を奨励する方策を
とっている。これは、ずっとAA制で
なってきた場合には、こういうもののは
何らかの形で転換しなければならない
なると思うのです。FAだからでき
ものがかなりあるわけです。一体ど
うものに対しても将来の判断と
か、どういう考え方でありますか。
○佐藤国務大臣 理論的にはただいま
より楽になるはずでございます。そ

で、貿易の自由化ということとあわせて、並行して為替の自由化を計画いたしております。為替の自由化の具体的な目標は、やはり円の交換性を回復するというところで持つていかなければいけない。国内金融の面における輸出金融その他は在来と同じような考え方でいいのだと思いますが、為替の自由化を全面的にやはり並行して考えていくということをございます。

○堀委員 そこで、最後に一つお伺いをしておきたいことは、最近、自由化に踏み切つてみると、国内産業の体制の整備が、通産省もどうも思つたほどになかなか整つていないというような判断があるのか。私どもが新聞で拝見しておる通産大臣のいろいろな所見を伺つておると、貿易自由化を大蔵大臣は三年でやるといふ表現をお使いになつておられると思いますが、必ずしも三年にこだわらないといふ格好を通産大臣はとつておる。そういう問題が片方にすると、また大蔵大臣は、いや三年でやるのだということが新聞で伝えられておる。どうも、私は、その点に政府の中において見解の不統一があるのではないか、こういふふうな感じがしてならないわけです。そこで、私どもの考え方では、早い話が今のラードの関税の問題にいたしましてもそうであるのではないか、こういふふうな感じをとつてすら、なかなか大へんな問題なのです。その問題がこれからずっと相当あって、まずラードをやってみた、その経過というものの上に立たないと、一体A-A制をやってみてどうな

るかといふことが、そんなきつちりそろばんに出てくるものじやないのじやないか。経済的な問題である以上は、やつてみたあとでの関連の問題を見ていくと、私は、三年以内に自由化を終わるのだとがなんだとかいう表現がはたして適切かどうか、この点は相当問題があるのでじやないかと思うのです。だから、やはり経済の実態と世界全体の経済の問題、貿易の問題、いろいろな問題があると思うのですが、そういうこととの関連の中で、やはり国内におけるいろいろな問題と、いふものが整備をされる順序に従わない限り、三年のワクを設けるなどという形の方が、問題の提起の仕方としては無理がある、こういうふうに考えますが、大臣、いかがですか。

す。ただ否定的に、政府の所信を明確にいたしたものとしては主食、これはやらない、また酪農製品も当分やらぬ、こういふのははつきり出ております。ところで、そういうものを三年のうちにやるのかと言われると、それはもちろんやりませんと申し上げます。今三年の期限で全品目について三年を中途にしてこれはやられている、というようにもし御理解がありますなら、それは大へんな誤解でござりますから、私もつっ込んでその三年の期限といふものは取り消していいと思いますが、今やらないといふものToDeleteして、比較的軽微なものについて、一応の目標を三年くらいで考えたらどうか。しかし、そういううちに、たとえば石炭はどうなるとかあるいは油はどうなるとかとこう言われると、まず三年では、そういうものはむずかしいでしょう。それで、今非常に誤解を受けとおると思ひますのは、政府が一段階として三年くらいの間に幾らのものをやるという計画を、この五月時分までには、企画庁を中心にして政府の計画案を発表する考え方で準備をただいま進めております。おりますが、一面、民間の団体で自由化についての検討を繰りかけられたものがある。それによりますと、四年で米まで自由化する案が発表されられておる。また完全な円の交換性を回復した案が出ている。こういうところから、民間でも四年なんだ、政府はそれを三年といふのはとんでもない話じやないかと言いますが、内容も全然違つておりますし、ただいま申し上げますように、自由化でも大筋がきまつて動き出して参ればよろしくうござりますが、そうでない場合に、いつまで

もじめじめ自由化々々とやつてゐることは、私は經濟のためにあまりいいことではないと思う。だから、三年くらいでやれる目標をまず第一に立てて発表すべきじゃないか、そうして、その他のものについては、もう少しじっくりかまそて、その経過を見るべきじゃないか、かように実は思つております。ただいまの取り上げております品物の対ドル地域のものは、なるほど数量的にはアメリカが原産地であり主要産地であり、そういう意味では非常な大きな意味を持ちますけれども、他の地域に對しては、先ほど申しますようにAAでやつてゐる。対ドル地域だけがF.A.d.しかもドルとボンドの間にはもう差をつけて考える筋のものではなくつた。こういう意味から、まず対ドル地域において特別扱いをしたものだけ年内に片づける、こういうことで今の目標を出しておるわけであります。しかし、それにいたしましても、たとえば大豆等についていえば、おそらくこれは法律を必要としたり、あるいは、結論の出し方いかんでありますか、予算措置を必要とするような結論が出るかもわかりません。そういうことを考えますと、今十月を目途としておりますが、この国会中にそういうことが審議できないとなれば、審議が終わらないとなると、これは臨時国会その他がそれじや開催されるのかとなりますが、ここらにはやむむすかしい問題がある。しかし、問題を提起いたしておりますし、ことに自由化の問題でありますだけに、私どもとしてはこの大豆の問題はそういう意味で真剣に取り扱つてみたい。一応十月ということを目標にしたことも、今年産大豆の

○堀委員 そこで、私、自由化の問題になつてきましたから、もう少し伺いますが、たとえば原綿、原毛を来年の四月からAAにするということになりまして、最近の実情を見ると、各紡績関係は急速な設備投資をやり始めた。貿易収支の方も、最近の機械の輸入といふものが著しく激増してきて、二月、二月を通じて必ずしも国際収支はそう樂觀を許さないのじやないかといふ感じを私は持つておるわけあります。実は、この前から、私の考え方として、経済企画庁は、本年度の貿易収支は一億五千万ドルの黒字だ、そういう計画でいろいろな資金計画も発表されておりますけれども、私は、これは少し甘過ぎるのじやないかという判断を個人の意見として持つておる。そこで、今三年の問題は、そういう国際収支の状態がずっと悪化をしてくる中でもやれるかどうかという問題があるわけですから、常に私はこの問題は国際収支の関連とにらみ合はせなければいけぬ。そうすると、今の、来年の四月から原綿、原毛を自由化することになるために、ここでどっと設備投資がきて、ともかくも今度は内部で競争をやるのだ。内部の競争はけつとうですけれども、そういうことで輸入がぐんとふえてきて、一時的にはどうしても貿易収支が変わつてくる。当面そういう設備投資をした以上は、AA制になつたら、ともかくもその設備をフルに動かさないことに、その投資が生きっこないという企業の状態は、

またさらにならにどうつと輸入を増加していくことになれば、これはどうし
ても私は国際收支にとつてはいい影響
を与えないのじやないか。だから、こ
の段階的に行なわれる中で、それの影
響はそこへこなくして、国際收支の面で
はあとへすれてくるという問題との関
連で見るならば、私は、今大臣がおつ
しゃつためどの三年という問題は、め
どをどこに置くかはもちろんあります
しょうけれども、特にそういう重要な
ものについての判断がはたしてどのく
らい正確かどうかということがない
と、いたずらな混乱を起こさせるもと
が経済界にありはせぬか。こういう判
断をしておるわけです。この点はいか
がでしよう。

ようには考えております。ところで、むしろ送に、今度は織の方が設備増加をはかりはしないか。そういう結果になると、ちょうど三年前に非常な生産過剰を来たして、製品安で弱つてしましたが、そういう結果になりはしないかということを実は心配しております。同時に、原綿、原毛の自由化の場合には、もう一つ化学織維といいますか、化織の関係が非常な影響を持つことになりますので、この化織と原始織維との関係の調整ももちろんはからなければならない。化織の方から申しますと、パルプだと硫酸黄とかソーダというものが原材料として自由に入つてこないと、ただいまのなにはうまくいかない。ところが、今のパルプ産業そのものから見ますと、外国パルプがどんどん入つてくれば、おそらく国内産のパルプに相当な影響を与える。そういう意味で、この原綿、原毛の自由化をかかる場合には、化織とのにらみ合い、しかもその原材料の提供についての自由化のにらみ合い、同時にまた中企業者に対する影響を考えるということで、比較的長い期間をとつておりますのも、そういう意味合いでございます。この通産省が原綿、原毛の自由化を踏み切つたといふまでのないよう、外貨予算なども相当裕のあるようについている。この移り变わりを円滑にするように、もうすでに準備をはかつておるという状況でござります。ことにこの自由化が国際收支に非常な影響がある。従いまして、

月々の傾向なども十分見ていく。最近の一月、二月は悪いじやないかと必ず言われるだらうと思いますが、これなことは、ユーランスを拡大したとか、あるいは支払いの時期をそないう意味で延期しているとかというようなことがござりますので、輸出の伸び自身から見ると、心配はないというのが今の状況であります。

ところで、過去において私どもは苦い経験を持つておる。いわゆる神武景気の際に一度自由化の計画を進めた。先ほど来議論になつております大谷自身は、そのときはやはり十月に自由化するといふことで、そのときの国会に閣税の一割をかけるという法律案を作つて出した。しかしながら夏から秋にかけて非常に国際収支が悪化した。そういう意味で、自由化を取りやめざるを得なくなつた。こういう苦い経験があるわけであります。今回もまたそちらで、その結果になつては相ならないので、今日の貿易のあり方なり、また今後自由化を拡大していく場合に、ただいま審議しております外貨予算のつけ方などについてもいろいろ工夫をいたしまして、直ちに自由化になつて、非常に今日までは制限を受けた、それがいかでござりますけれども、しかし、その慎重なやり方が、やはり公平といいます実情でございます。

○佐藤國務大臣 いま言われるよう、自由化といなが、全体といふバランスのとれたものに分かれると思うのですけれども、最初に国有林の戦前、戦後の状態について少しほって、主として大臣にこの行政面におけるいろいろの調整あるいは助成というようなものをお願いします。これから、私の質問に入りたいと思います。

これは国有林と民有林と問題が二つでないと、あまりに手を加えた形のもタツキをやつたり、いろんなことをしで、そうして高いものにするのは意味がないじやないかということは、御指摘の通りであります。そういう意味で、その基本的な考え方方がござります。

○植木委員長 それでは、もう、ただいまの問題がおそらく農民の問題じやなくて、やはりことに農民の問題などにつきましては、慎重にやつてもどうなればならぬということが前提でござりますけれども、しかし、その慎重なやり方が、やはり公平といいます実情でございます。

○堀委員 今私も自由化の方向でどんなやれということを書いておるわけですが、これについては、やはり将来のことですが、ちょっと念のために一つ聞いておきたい。

重なやり方が、やはり公平といいます実情でございます。

○佐藤國務大臣 それは、もう、ただいまの問題がおそらく農民の問題じやなくて、やはりことに農民の問題などにつきましては、慎重にやつてもどうなればならぬということが前提でござりますけれども、しかし、その慎重なやり方が、やはり公平といいます実情でございます。

○堀委員 今私はこの問題を慎重にやつておった。大体国有林は、全国を歩いてみて、その大きさを想像する限りであります。日本の大きな財産の一つだと考えるので、それをどちらとも、一休、二千四百万ヘクタールの全林野の中で、国有林の占める比率はどの程度でござりますか。

○山崎政府委員 森林の面積は国土の約三分の二を占めておりまして、二千四百万ヘクタールの森林があるわけであります。この中で国有林の面積が七百五十万町歩で、森林面積の約三分の一が国有林だという状態になっております。

○植木委員長 午後二時再開することとして、この際暫時休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

○神辻委員 その中で、今度この管理なんですかけれども、これは私ども今まで決算報告ですいぶん管理の状態を聞いておるわけなんです。それで、戦争

わけではありませんが、巷間伝えられることでは、瞬間タッチというような方式を通産省がとるとかいろいろあります。

○堀委員 まだ最終的な結論を出しておりません。こういうのが実情でござります。今お話しになりましたた

る法律案、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案及び治水特別会計法案の三法律案を括して議題いたします。

○植木委員長 ただいまの三つの改正案あるいは法律案について、主として行政面のこといろいろ伺いたいと思

います。

○堀委員 その中で、今度この管理

なんですか

けれども、これは私ども今まで

決算報告ですいぶん管理の状態を聞

幾つも立つのではなくて、地方の実情等からその事業があと回しになかなかできない場合がある。そのためなどして申されたように、工事のあく時期が出てくる、こういったことのないよう注意する。たとえば一年ででき上がる橋にいたしましたが、予算は一年につけてあるものでは約半分だ、かように考えますと、必ずその工事の開始時期を年の終わりころに始めれば、翌年の予算と合わせて完成する、こういうことになつて、工事について手を抜くことのないようになります。みっともない格好をしなくて済み、かように実は思います。そういうような予算の編成並びに運用について心がけなければならない点があります。

事業の総合性を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならぬ。」あるいは「農林大臣又は建設大臣は、第一項の規定により治山事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならない。」相互通じての連携を緊密にする、こういう実は措置をとることにいたしております。御指摘のように、治山と治水がばらばらにならない。」相互に企画庁長官を中心にして、の連携を緊密にする、こういう実は措置をとることにいたしております。御指摘によると、これはその工事の総合性を失うことになりますから、そういうことの常におくれておるということになります。それぞれの処置をとっていく必要があるのではないか。ただいま、そういう意味から、神近さんはそこまでの御指摘はございませんが、あるいは一つ何か新しい機関でも作つたらどうか、そうすると、各省にまたがるものを作らなければ運行するので、うまくいくようになりはないか、いろいろよくな御意見は出るわけであります。私どもは、新しい機構はなるべく作らないことで、現在の機構を運用いたしまして、そろそろその総合性をそこなうことのないように、十分連携を緊密にして、また調整をはかる場合においては——ただいま企画庁が調整費等を持っておりますのも、そういう意味なんですが、やはり企画庁が調整に当たる。また、基本的には予算を編成いたします場合に、大蔵省自身が農林あるいは建設ばらばらに出て参ります治山治水計画を、やはり予算の面では総合的に見てそして査定する、こういうこ

○山崎政府委員 私が申し上げようと思つたのもその点で、私どもしきりと考へでは、そんなに新しく法律を作つたり条文を作つたりするよりも、仕事にもつと熱意を持つて、そしてほんとうに国民と国土の保全のためを考えてやらなければいいじゃないかといふことで、今のそういう御熱意を持つて当たつていただくということだつたら、私はその点では満足して、ぜひ實行において國費をむだに——私どもは女ですからけちんぱうだと見えて、國費をむだに使われるのが一番頭にくるんです。ときによると、決算報告なんか見ていると、税金を納めたくないぐらいに感じることがあります。一つ能率的にまた効果的に事業を遂行するという点にぜひ熱意をお持ちいただきて、そして企画院なり、あるいはあり合わせの役どころの方々の協議体といふものはどうせお作りになるんでしょうかれども、それで十分御検討をいただきて、能率的にやつていただきたい。

少し行政面のことについてこまかくお伺いしたいと思うのですけれど、今度民有林野を植林なさつて治水事業の効果を上げようとなさつておる。これは行政官の方に伺いますけれども、民有地に政府側が何らかの工作をした、あるいは植林あるいはその他監督するということは今まであつたのですか、今度新しくお始めになるというのですか。

を作るとか、あるいはまた、崩壊しました場所を平原に直しまして、そこに木を植えるというような仕事を治山事業としてやるわけがありますが、そういう工事をいたしました個所は、森林法に基づきまして保安林といふものに指定いたしまして、その伐採ということにつきましては森林法に基づく制限をして参る。その制限いたしましては、場所によつては伐採を禁止するとか、あるいは一本々々抜き切りするような方法を法律できめるとか、そういうことによりまして、そのあとの管理について國なり県が監督するという制度をとつておるのであります。

○神近委員 そうしたら、その保安林を持つている人たちはどういうふうにして山から収益を上げましたか。自治体なり政府なりで補償する、保安林に対する賠償というかあるいは給与といふか、そんなものは出ていたんですか。

○山崎政府委員 保安林といたしまして伐採を制限するわけであります。その場合に伐採につきまして強い制限をする。と申しますのは、伐採の禁止であるとか、あるいは一つの固まつた面積で切ることを許可しないで、一本一本の木を抜き切りするようなことを強制するというふうな場合につきましては、保安林に対する損失補償ということで、年々金銭補償をするという制度をとつておるわけであります。

○神近委員 大体これで十ヵ年計画をお始めになつて、五ヵ年くらいで国土が荒らされるのが半額くらいになるだろりといふふうなことがいわれているけれども、一体植林をしまして——佐久間ダムのところに明治時代金丸何がしといふ有名なキリスト教徒か何か

いて、あそこがだいぶよく植林されておりますが、あの森林を見ますと、あれは十年や二十年のものじやありませんね。三十年か四十年くらいのものじゃないかといふふうに考えられる。非常にりっぱな保安林になつてゐるんですけれども、あの程度のものでなければ、私はまだ効果は生まれないだらうといふふうに感じるんですけれども、その五年という期限に半分の効果が生まれるだらうといふうな査定は、どこから一体生まれてくるんでしょうか。どうもそんなもので、それほど根に水分の吸収力があるようには思われないのですけれども、それは何年くらいが有効な年限だとお考えになりますか。

○山崎政府委員 治山事業を行ないまして、くずれたところを直すわけであります。が、その場合には、その下流の適当なところにダムを作りまして、土や砂が下の方に流れ出すのを防ぐといふ第一の工事を実施いたしまして、第二といたしまして、くずれた個所を平らに直しまして、そこに木を植えるという仕事をやるわけであります。その木によりまして、もちろん根が地帯、地表面に張るわけでありますから、そういうことによつて再びそがくずれるというようなことのないような効果を持つわけであります。さらによつた、お説のよつて、十年あるいは二十年といふふうに年数がたつて從いまして、いわゆる木を根にたくわえると申しますか、そういうものの能力が増大して参りまして、四十年以上になれば一つの森林として十分なだけの機能を持つという形になるわけであります。この治山事業を五六年間やつたということ

的機能まではそれによって期待するが、山が再びくずれて土砂がどんどん流れ出すということはなくなるといふに考えておるわけであります。
○**神近委員** そうすると、今度の十一年計画でお始めになるのも、その保林をもう一ぺん新しく更新しようとするのですか、それとも、今度の法律によつて、まるで別個の、もう少し政策の監督権が及ぶようなものを作らなさるのか、どちらなんですか。

○山崎政府委員 慎急措置法によりますと、現在荒れております個所、これを面積にいたしまして約三十万町歩ぐらいのものが荒れておるわけあります。それで、その地域は、北海道から鹿児島まで、いわゆる現在の日本というものの全部の地域に及んでおるという状況になります。

○神近委員 北海道から鹿児島まで――北海道は見ませんが、鹿児島は見えずいぶん私は見たことがあります。太体この範囲が非常に広いのですけれども、初めは一べんにそれができるわけじゃないし、重点的にどこどこをおやりになるのですか。

○山崎政府委員 治山事業の十ヵ年計画は、先ほど申し上げました、全国で現在三十二万町歩に近い荒原地があるわけですが、この中で一般のいわゆる住宅とかあるいは市街地、道路、港湾、そういうふうな国民一般のいわゆる経済活動あるいはまた国民の生活といふようなものに直接重大な関係を持つ、たとえば、ほうておきますと、その荒廃地がだんだん大きくなつて、農耕とか住宅等の安全にも重大な影響があるといふところを選びまして、この十ヵ年間に三十二万町歩の約七割程度のものを、重要な箇所から実施していく、ということを考えております。それで、この十ヵ年間に修築、復旧等の工事をやりましてよくして参りたい。そういたしますと、その結果、国土の保全という面で、最近まで最も安定しておったと考えられま

○神近委員 あなた、私のお尋ねしたことには答えなかつたのでしよう。今重點的にどこをお考えになつてゐるかとお尋ねしたので、あとのことはこちちはわかつてゐたことなんですね。今はども考えていない、白紙の状態で、大体十ヵ年計画を七ヵ年ぐらいでやろうといふうなお考えなんですね。それでは、私の伺いたいのは、今年の予算は幾らなんですか。この中のどこかを見ればわかっていると思うのですけれども、伺つた方が早いから……。

○山崎政府委員 民有林の治山事業につきましては工事費で約八十七億円、国有林につきましては三十二億円が、治山事業の経費として計上されておる分であります。

○神近委員 そうすると、ことしの予算をもつてのこの事業計画は、河川審議会とか森林審議会というものをこれからお作りになつて、審議員を任命なすつて、そらしてその審議にかけておきめにならう、こういふのですか。これは大臣でもけつこうなんですよ、多分審議員にはどういう人をといふうこととも腦中には描いておいでになるのでしょうかから。これからやる。そうすると、これだけの予算を使い切れますか。

○山崎政府委員 お説の河川審議会それから中央森林審議会、これは、それの法律によりまして数年前からできておりますが、私たちといたしましては、先ほど申し上げましたように、本年の

事業、あるいは五ヵ年計画、十ヵ年計画といふものを実施いたしましたために、やはり建設省の治水計画といふものと十分総合的に付加された計画を持たなければならぬことはもちろんあります。現在におきましても、各具ごとに主要な流域ごとにいわゆる県庁の林務関係、土木関係というものが協議会を持ちまして、三十五年度はどうぞ事業をどこでどれくらいやるのか、その両者の調整がいいのかどうか、どうよりなことを具体的に打ち合わせをして計画をするわけであります。五ヵ年計画、十ヵ年計画につきましても同様にやつていこうといふうに考えておるのであります。また、中央におきましても、林野庁と建設省が常時緊密な連絡をとりまして、河川の流域ごとに、あるいは必要な場合は町村ごとに、また個所ごとにも両者の計画を持ち寄りまして、重複をしたり、また建設が大きい工事をやるのに、荒れておる山がさっぱり工事をやらぬといふようなことがないよう調査をはかつて、十分な案を現在相談して立てつつあるわけでありまして、それをそれぞれ審議会なりそういうものに早急にかけて決定して、事業を進めて参りたいというふうに考えておるわけであります。

してのダム、これが特殊多目的ダムになるのですか。たとえば例をあげれば、愛用用水の一一番上のところに牧尾ダムといふものがきておるはすです。あれはどちらに属するのですか。

○佐藤（一）政府委員 ダムにつきましてはいろいろな種類がございまして、たまたま愛用用水の関係のダムを御引用になりましたから、私が答弁申し上げますが、御承知のように、水利を調節するためのダム本来のものがござります。その際にあわせて電源の開発とかあるいは灌漑用水の供給であるとかいうような、種々の目的に同時に行使する目的のものを多目的ダムと申しております。それからまた、今林野庁長官の御説明に一応ございましたが、いわゆる治山の目的を持つて山川の渓流のきわめて上流の方に小さな堰堤を——大体小さなものが多いのですが、堰堤を作りまして、そしてそこに土砂をためて参る。そうして山腹のつまり土砂がくずれるのを、先ほどの説明にありますように、草や木を植えて防ぐ。同時に川の上流からくるところの土砂をそういう堰堤をもつて防ぎとめるという、いわゆる治山の目的を持つ堰堤と、いろいろございます。

○曾田政府委員　お答えいたします。
ダムの種類につきましては、先ほど
佐藤次長から御説明がありましたがよ
く、上流の方は砂防ダム、これは土砂
の流出のみをとめるという目的でござ
います。それから、多目的ダムであり
ますが、建設省で所管いたしておりま
す多目的ダムは、主体はまず洪水の調
節をはかるというのが目的でございま
して、同時に、それとあわせまして、
発電の水に使うとか、あるいは灌漑用
水、水道用水等に使う、そういう洪水調
節とその他の目的とが一緒にあります
して作られるダムを、法律上多目的ダ
ムと見ておりまして、建設省の所管に
なっております。これが一般の、たとえ
ば電力の場合の単独のダムと違いま
す点は、洪水の期間におきまして、こ
の多目的ダムにおきましては、ダムの
一部をからにしておく。従いまして、
からになつております部分に洪水が
入つて参りまして、それが洪水調節の
役に立つ、そういうことでございま
す。

ために、どの程度の投資をすることが必要であるか。それから、電力を何万キロワット起こすために、大体それと見合うような施設はどの程度の投資規模が必要であるか、そういうよろな、専門の言葉で申し上げますと、妥当投資額、前に申し上げましたのは身がわり投資額といいます、そういうよろな計算をいたしまして、その割合を実際に必要であります工事費にかけまして、治水が幾ら持つ、電力事業者が幾ら持つ、そういうふうに費用の分担をきめております。

○神近委員 言葉はわかりますよ。妥当投資とか身がわり投資とか、それはよくわかりますけれども、それを実際に行なうのは大へんではないかとお尋ねしているのですよ。それはいかがでしよう。

○曾田政府委員 この点につきましては政令等においてもきまっておりまして、たとえて申し上げますと、洪水の減少額がたとえば十億といいたします。そういう場合におきまして、そのためには大体幾ら投資したらいいかというような計算をします。その場合におきましては、年利息と減価償却費が、ダムの場合におきましては両方合わせまして六分一厘五毛でございますが、それを割りましたものが大体妥当投資額、そういうよろな計算をやっております。

○神近委員 今のところをもうちょっととよく説明していただきたい。十億の損害に対してとおっしゃったのですが、その損害は現実でなくして予想でしょう。それをもうちょっとよく御説明願います。

○菅田政府委員 お答えいたしましたが、今の洪水によります被害がどの程度であったかといふものを出します場合におきましては、過去十年間の平均の年減少額といふものが約二億九千円、これをお先ほど申し上げました資本利子と減価償却費と合わせますと六分円、二厘五毛でござりますから、この二億九千万円を六分二厘五毛で割りますと四十六億四千万円、この二億九千万円の被害の防除に対しまして四十六億円の投資はしても妥当である、そういう推定をいたしておるわけであります。それから、電気の場合におきましては、年間の発生電力量、キロワット・アワーでございますが、これに対しまして大体三四程度かけましたものが、その年間の償却費になるわけでござります。それから、年間の維持管理費、これを差し引いたもの——ダムの発電の場合におきましては資本利子が九分、減価償却費が二分、それ以外に固定資産税の税率がございますが、そういうものの合計を割りまして、これに對しまする妥当投資額を出す、そういう計算をやっております。

○**宮田政布委員** 治水事業と申しますのは、先ほど林野庁長官からお話をありましたように、一つの水系を一貫いたしまして、上流は治山、それから砂防、それから河口に至るまで一貫して計画をもつた事業を進めるわけでございますが、特に最近におきましては、工業用水あるいは水道用水等を含めまして水の需要が非常にふえて参つております。かたがた現在のいろいろ地形等から考えてみますと、ダムを作れる地点といいますのは相当限定されて参つております。従いまして、治水の場合におきまして、あわせて水の利用、逆にいいますと国土開発といふようなものもあわせまして治水事業として考えた方が適當ではないかとうふうに考えております。従いまして、治水対策におきましても、そういうふうな観点に立ちまして、たとえばできるだけ下流の川幅を広げる、あるいは堤防を高くするといいますのも限度がございますとともに、あわせて利水につきましてそういう多目的的の用途に使ひたいことが適當だと考えております。従いまして、ねらいはもちろん洪水調節を行ないござりますから、できるだけ上流の方にダムを作りまして、洪水調節を行ないますとともに、あわせて利水につきましてそういう多目的的の用途に使ひたいことが適當だと考えております。従いまして、ねらいはもちろん洪水調節を行ないござりますけれども、利水の方が必ずしも從であるというようにはわれわれは考えておりません。

里は炭鉱地なのですが、たんぽの小さな道一つ隔てたところに、ほとんど小さな山くらいのボタ山を作つております。その炭鉱の坑口がちょっと小高いところにあるのですから、それを自分たちの地はそれに積み上げて持つてきただのが山くなっています。雨やその他のことにはくすぐれがきて危険であるといふことが一つ。それから、あれは炭鉱が整理するのがあたりませんだと思うのですがけれども、それがなされない。この問題は一体どういうふうに解決したらいいのか。私が聞いたところによりますと、北海道のごく海浜に近いところには、埋め立て工事にたくさん使つてあるということがある。海岸ならそれが可能だと思うのですけれども、そのためには一人の炭鉱主が非常に膨大な土地を獲得したということを私は聞いております。この事業の中にはボタ山の整理といふものもこの説明書の中にならうわれていたようになりますが、これほどいろいろに整理なさるうといふのですか。

山防止事業といふものを取り上げます。それがわからぬ——おそらく相当古い時代で、今日伊勢湾台風の災害を契機としてこれを思い立たれたといふことは、私ども大へんけつこうだと思ひます。今水利事業に關するいろいろの意圖があり、また多目的ダムが隨所にできるといふようなことで、私ども連想されることは、何といつても地元の山の奥のことではありますから、いろいろな不明朗な事態が起ころべるのです。多目的ダムが今の特殊性のものと電気事業のものとの別がありますので、その危険は少なかろうと考えますけれども、愛知用水の牧尾ダムの事情を聞いてみましても一番高いところにできる。あのときの事情を考えましても、非常に買収にてこずつて、金だけではなく、かえ地を上げてもまだ話のつかないところがあつた。ところがそういう事態に今度は便乗しまして、その土地の買収を先にしておく。ことにダムができるから、これがなければどうしてもそのダムができないといふようなことが随所に起つておるようですがれども、そういう場合、妥当な取扱い段で買収するといふよろなお考へは、大臣は持つていらっしゃらないのか。今土地の問題がいろいろなことで起つて來ております。これは特殊な山奥の土地だから、都會地における問題と

は別でありますけれども、こゝにも一つ事例があつて、これは決算委員会で多分取り上げることになるだらうと思うのです。ダムのできるといふ見込みのところを買い占めておいて、そして非常に不当な値上がり、数百倍の値上がりといふふうなことが予想される。できるときまればこれを買っておくことの保全と国民の利益を守るために立派であれば、金もろくに利用されるといふことは、私どもは何としても承知できないのです。その意味で、今日の土地取用法とも違つた、もう少し民主的な公共の目的というものを強調して、そしてその土地が必要であるといふとによつて、村民なりあるいは町民なりに納得させるといふ方法はないものでしょうか。そういうことは行き当りばつたりでは私は困ると思うのですがどういうふうに考えていらっしゃいますか。

設省いたしましては、一応の基準では、建
作りましてこれを下部機関に流してお
りまして、この基準によつていろいろ
いますものを基準いたしまして、
具体的な補償の額をきめておるわけで
ございます。結論とするところは、要
するに最終的にはその付近の時価と
いいますものを基準いたしまして、
要がありますれば若干の感謝料とい
ございます。程度のものはダムにつきましては出
ておりますけれども、大体そういうは
近の時価といふものを基準いたしまして、
おるわけです。特にダムにつきましては出
は、現金をもらうよりもかわりの土地
がほしいということが特に最近大き
く希望が出ておりまして、われわれとい
たしましても、この現金の補償にか
まして、代替地を造成いたしましてそこ
に移つてもらつといふようなこと
で、お話を進めて参つております。ま
でのところ、当初におきましては公
益性の御認識の点におきましては、
ろ問題がございましたけれども、大半
今までの経過から見ますと、水没者の
方々に納得していただいております
いう現状でございます。

それから、地すべりでなければどう地すべりは、たとえば新潟とかあるのです。それを整理しようとさるのですか。山奥のこの治山のたの山の地すべりということが、こういうふうな四、五ヵ所ひどいところあるのです。それを整理しようとされたとえば尼崎とかあるいは荒川とか利根川といふところで含みますか。それをちょっと伺い。

○曾田政府委員 お答えいたしますが、これは、治山関係におきまして地すべり防止工事がござりますし、水関係におきましても地すべり防止工事がございます。これは、全国的にまして、先生のお話のように、たとえば新潟あるいは長野といふところにく発生いたしまして、これにつきましても、十カ年計画におきましては、点的に取り上げて参りたいといふに考えております。次は、東京の江戸川のあるいは尼崎地区等の地区においては、いわゆる地盤沈下といふ象が起こっております。また、御存のよう、新潟地区におきましては、当大きな地盤沈下が起こっております。これらにつきましては、特に経企画庁におきまして地盤沈下対策審議会が設置されておりまして、これは年から新しく設置されたわけですが、この審議会におきまして、いろいろ御審議をしている最中でございます。根本的な地盤沈下対策につ

ましては、その結論によりまして、われわれといたしましては具体策を講じていただきたいと考えております。特に新潟の問題につきましては、非常に大きな問題になつておりますが、その他の江東地区あるいは尼崎地区等におきましては、要するに工業用水を地下水からくみ上げる。それがあるいは一つの大きな原因ではないかというふうにも考えられますし、それに対応いたしまして、地下水から工業用水をとらないように、多目的ダムによりまして工業用水を補給するということも、われわれは考えなければいかぬというふうに考えております。また、具体的な地盤沈下につきましても、現在におきましては、今まで考えておりました計画を早急に完成いたしたいと考えております。なお、昨年伊勢湾等の台風によりまして非常な高潮が起つたわけであります、こういう新たな事態が起こる場合の対策等につきましては、三十年度におきまして約二千万円の調査費をいただいておりまして、これによりまして大きな災害に對します具体策をどうするかということの調査を進めて参りまして、この調査が終わり次第具体的な計画を実行したいと考えております。

ところが、大臣お聞きをいただきたいことは、堤防だの下水のコンクリートあるいは道路の厚さというふうなもの全部こまかしてあるのです。会計検査院は大体一〇%以下の調査しかしていないのですけれども、行って寸法をとつてみれば、必ず一メートルのことどが、やはり上質のものを指定されているのに悪いのを使って、しかも厚さはその半分しかない。七〇%の厚さがあれば上等だ。道路なんかのセメントが、あつても一センチあっても一メートルあるのも外からわからないのですから、必ずこまかしてある。私は堤防を中途半端な状態に置くということは一番困ることだと思うのです。四、五年前にオランダで堤防がくずれて大洪水が起つたことがあります。そして日本から技師が行つてその堤防の技師と話を合っているところを、何かで私は読んだことがあるのですけれども、大体オランダは北海の堤防によつて国が保たれているということはいえますけれども、大体何年を目安に堤防を建造しているかということを尋ねたら、大体五百年的耐用するという目途をもつて今やつて、政府が五〇%予算をふやしてくれれば、私は千年耐用するだけの堤防を築く自信がある。もう五〇%の予算がほしいという話をしているのを私読んだことがあったのですけれども、千年といえば相当のものですね。大体歴史の二二三くらいは――今までの歴史でもこれは二二三、二二三の歴史でありますから、ほとんど永久的という言葉を使ってもいいことだと思う。それだけのものはできる科学的研究いは技術的な研究が進んでいる。そ

これが毎年々々補給しなくてはならない
ような堤防をわれわれが作つてもらつ
ているということは、どこにガンがある
かということをぜひ考えていただき
て、そして堤防は、あそこもここも手
をつけないで、重点的に最も大事なと
ころに最も堅牢な堤防を築く、そんない
うようにやつていただければ、二年や三
年は災害を受けて文句をつけるところ
があるかもしれません、ほんとうに
誠意を持つてやつて下さるなら、私は
國民はわからないことはないと思うの
です。ぜひ耐久的な堤防、この仕事に
あなたたがるいは今の閑僚が手をおつ
けになつたのはさすがによかつたとい
うふうなものを作つていただきたい。
私はその希望を申し上げて質問を終わ
ります。

そういうものの根本に触れるといふことを
ござります。従いまして、私ども
も、特別会計を設置するについては慎
重でなければならない。これは御意見
通りに考えております。ところで、今
回治水特別会計を設けました。その際
に多目的ダムを吸収して治水特別会計
にいたしたわけですが、やめら
れるものはやめたらしいじゃないかと
いうお話をうながします。御承知のよう
に、今回の治水計画を本格的に長期計
画のもとにこれを遂行しよう、こうい
う考え方から見ますと、やはり計画の
総合性を保ち、また経理を明確にして
おくということも必要でござります
し、また今回は地方負担金を財源に取
り入れるという特別財源を見つけまし
たので、そういう意味とあわせて、今
回特別会計を設けるということにいた
したわけでござります。

よ。どうしても治水特別会計を作らなければ治水事業がうまくいかないといふ積極的な理由をここに書いていただきたい。一般会計の方はでたらめだとういう前提に立てば、これも理由になるかも知れないが、そういう常識はずれなことをわれわれは考えているわけではありません。一般会計もおそらく明確に経理されておると思うのです。だから、理由は理由らしいものを書いてもらいたい。ただいまの御答弁もこの理由書をお読みになつたような御趣旨ですが、これでは困る。大いに大臣の御説に賛同したいと思いますが、これじゃ幾らなにしてもしょうがない。

○石村委員 残念ながら今ここに予算書を持ってきておりませんから、私が勘違いしてお尋ねすることになるかも知れませんけれども、この特別会計では十カ年間の計画を立てるということになつておる。そうすると、十カ年間の計画に伴うた継続費でも出しているのですか。

○佐藤国務大臣 別に継続費を計上したわけではありません。十カ年計画というものをこしらえまして、毎年計画を遂行していくわけあります。けれども、やはり計画遂行の面から見まして、その計画をはつきり取り上げておる、こういう意味において、私どもこの前期五カ年計画を計画通り遂行したいと強い意欲に燃えておることが、この特別会計で一そく明確になるといふことを申し上げますれば、御了解がいただけるのではないか、かようになります。

○堀委員 ちょっと関連して。
今大臣は、十カ年計画を計画通り遂行するための今度の特別会計だと言われる。そうすると、文教予算の中で不正常授業解消五カ年計画といふものがある。これもやはり十カ年と性格が同じものだ。しかしこれは単年度予算の中で処理されておる。これも非常な必要があるということになつておるが、こちらの方は特別会計だ。それでちよつとものは一般会計だ。それではちよつと説明が食い違つてしまやしないかと思いまますが、いかがです。

○佐藤国務大臣 本来申せば、特別会計を設けます場合は、特殊の財源といふことが明確になつておると思います。今の文教計画の場合には明らかに一

般収入の財源でござります。特殊な財源ではございません。多くの場合には、ある程度の起債の権限が与えられるとかなりようなことが間々あるといいます。か、そういうのが本来だと思います。むしろ今回の特別会計の設置においても、特殊財源の確保といふような強い要望があつたと思ひます。思ひますが、私どもは、先ほど申します地方分担金の範囲において、その財源を確保できる、こりう意味においては、これは特別会計を作るのに、財源の点からいへば今の文教の場合は違う、実はかよう考へておるのでござります。長期計画という観点だけならば、文教の施設もあるいは治水計画も同様だと、いうことが言えると思ひますが、引きて財源の範囲が違つておるということをございまして、さういう意味でやはり特別会計を設けて收支を明確にするということに相なるわけでござります。

財政法上のいわゆる特定事業の遂行ということになるわけであります。その際にあわせて補助事業も行なうといふことは、どうせ治水事業全体の経理を行なう以上は、一体にして経理するのが便利ではないかという便宜論もありますして補助事業も含めましたが、そのものととの出発点は、国が特定事業を行なう以上は、おのずから事の重要性とかいうことによつて、それぞの政策判断が行なわれるわけでございまして、今回はたまたま治水山につきましては特別の大好きな計画を立ててこれを推進していくこうといふので、十カ年計画が樹立せられたわけであります。けれども、法律上はこの十カ年計画と特別会計の設置には直接不可分の関係はございませんが、そういう考え方で、今回十カ年計画を樹立した際でもござりますし、従つて治水計画の重要性といふものは格段に認識せられたわけであります。そういう意味で、我が国が特定事業を行なおうといふので、特別会計を財政法に基いて設置するということになつたわけであります。そこで、結局その特別会計の構成でございますが、地方の負担分につきまして、従来直轄事業の分担金を交付するということになつたわけであります。そこで、他の特別会計にもすでに例がござりますし、分担金は交付公債の發行によってやつておる関係上、一べん用部から金を借りまして、あらかじめそれを借りて工事を円滑に進捗させていく。これは今回の特別会計に限りま

○石村委員 財政法の特定とは何かとせんで、道路の特別会計その他にも子孫に残る定義問題もあると思いますが、土木私はある必要がないと思われることの特別会計をお作りになつたねらい、含みといらものは、将来起債でもござるにやらせて治水事業を大きくやろう、大へん景氣のいい話、そういうねらいが含まれておるのはないかと思ふます。そちらでも考えないと、特にこんなことをする必要はないようと思われたのですが、いかがですか。

○佐藤国務大臣 いろいろ議論のあつたことだと思いますが、政府はただいまのところこの特別会計で明示していく財源で治水計画を遂行して参るつもりでございます。いろいろ御意見などは、あることだと思いますが、私どもは、財政法でも許されておることだし、特別会計を作ることはむしろ望ましい、かように実は考えて作って御審議をしておるわけございます。

○石村委員 私の聞いていることを考慮して、望ましいなどというような御答弁は少しずる御答弁であります。問題は将来どうが、とにかくこれには起債をするということがないようですから、現在のところは関係ありませんと言わればこれまでであります。問題は将来どういうことがになるわけですが、先のことをあまり論議しても、われがこれをいいと判断するか悪いと判断するかにかかることだと思います。関連質問ですから、この点はこのくらいにしておきます。

次に、林野の特別会計ですが、最近林野の特別会計は、業績というか何れがこれをおいと判断するか悪いと判断するかにかかることだと思います。関連質問ですか、この点はこのくらいにしておきます。

らの将来の見通しはどんな見通しなのですか。

○山城政府委員 固有林野事業特別会計の經理でござりますが、昭和三十三年度におきましては、損益計算上の利益も十二億ばかりでございますが、出たのであります。われわれいたしましては、三十四年度におきましても大体その程度の利益金が生まれるものといふに予想しておつたのであります。が、本年度は伊勢湾台風等の関係によりまして、長野、岐阜といふ方面を中心といたします七百万石に近いような風倒木の発生を見たといふやうな關係からいたしまして、三十四年度としては三、四十億の決算上の赤字になるといふふうな状態にまたまたなつたのであります。三十五年度以降におきましては、そりやうな事態が発生しない限り、やはり三十三年度を下らないような程度の剩余金も生まれるような經理の見通しが持てるといふに考えておる次第でございます。

○石村委員 特殊な異変が起こればそういうようなことも起こりましようが、お話によると、大体思て進み得る見通しだとと思う。

そこで、「いく小さなことをお尋ねするのですが、国有林のある村の農民といいますか、国有林が大きく占めておるその村の農民は薪炭林にももちろん事を欠く。国有林で全部埋められて、農業用の下草をとるといふようなこともなかなか許可してもらえない。今日低所得者が問題になつております。どこでも低所得者は困るわけで、言うまでもありませんが、沿岸漁民の問題、それから山村の、このよだな山

の中にいて、山林を所有していないない、ほとんど自分の耕地なんてないといふよう人の生活といふものは、極度に逼迫しておると思います。それが国有林なうがゆえに、一本一草たりといえどもどうにもならぬといふようなことで、非常に困つておると聞いておるわけです。国有林のそしした人に対する開伐というか何というか、下草をとらせるというか、そういうことはどういう方針でおやりになつていらっしゃいますか。

○石村委員 方針としては問題の解消のような方法をとつておるといふ御答弁ですが、私は大臣と同じ山口県の者ですが、大臣も御承知のように、山口県はほとんど国有林はありません。例の滑の官林くらいなもので。しかし、あんなわざかしかないところでも——大蔵大臣は滑の官林の中にまでになつたらわかりますが、あの地域内に住んでおる農民は、自家用の薪炭あるいは芝草というよくなものに困つておる、かように聞いておるのであります。これは大蔵大臣がお調べになればすぐわかることだと思うのです。林野庁の方としては、そういう方針でおやりになるか知らないが、それはどちらに責任があるとかないとかは申しませんが、政府のやり方に對する方針が末端にならぬか徹底しないといふよくなことと、先ほどおつしやるような方針が十分にやられておるとすれば、そういう問題は起らぬはずですが、やはり起つておるということを聞きますと、不徹底な点があるのじやないか、あるいはなかなかむずかしくひびい条件がくつついておるんじやないかといふようにも考えられる。私は、何とも、詳しいことを調べて、けしからぬとかなんとかいう意味で聞いておるわけじゃありません。そういう方針がとられておるとすればけつこうなことです。それを徹底させ、しかも有意義にそれを活用させるよう指導していただきたい、このように考えます。これ

は大蔵大臣ももちろん御賛成とは思いますが、大臣としての御答弁を聞いておくと、これは林野庁も大いに本気でやらなければならぬということになると思います。

○佐藤国務大臣 同じ場所で同じじような問題を経験しておるものでござります。ただいま林野庁長官からお答えいたしましたように、制度としてはりつぱに設けられておる。また現実に山口県下の官林の場合にそういうことになっているかどうか、私どもも実情をよくつまびらかにいたしませんが、たゞいま石村さん御指摘のような点がございますれば、十分林野庁においても地元の要望にこたえでもらうように、せつかく制度があるのでありますから、そういう処置をとつていただきたい、かようにも思ひます。

○石村委員 私は山口県の例を引きましたが、山口県がきわめて不十分だとかなんだとかいう特定の意味で申し上げておるわけではありませんから、何も山口県だけ調べればそれでいいというふうをお考そにならずに——山口県はほとんど国有林がないところです。しかし、東北地方のような国有林がほとんど林野の何割というものを占めておるようなところでは、もしこういう事実があるとすれば、そこに住んでいる人は相当困っているのではないかと思ひます。だから、むしろそういう国有林の多いところの実情を林野庁はお調べになつて、せつかく設けられている制度がりつぱに生きるように、御指導を重ねてお願ひしておきます。

それから、関連質問でばかに多くなりましたが、これは今議題となつておる直接のものではありませんが、やは

り国有林野の特別会計に関する問題です。これは昨年の話ですが、今度の三十五年度の予算にもあります、農林省と自治庁とがその運用についてまだ意見が一致しないために困ったということですが、それはどういうふうに解決しておるのでですか。

○山崎政府委員 御説の通り、三十四年度の分につきましては、だいぶ両者の意見調整が手間取つたのであります。が、十一月だったかと思いますが、それから貸し出しを具体的に始めたという段階にあるのであります。三十五年度につきましては、もうすでに両者の意見が一致しまして、この四月から継続して貸し出しを始めるということになりました。今後はもうスマートにいくものだというふうに確信しております。

○石村委員 恐縮ですが、その一致した意見というのは、どういうものですか。

○山崎政府委員 これは、市町村等に貸し出しが行ないます場合は、自治庁の起債ということが一番重要な因子になるわけあります。そういう点からしまして、公営企業金融公庫といふものの農林漁業金融公庫のいわゆる事務方課というところに話を出してもらいまして、いわゆる林業という面でその計画が適当かどうかということを検討を委託する取り扱い機関だということに対することにいたしまして、市町村が借り入れたい場合は、具体的に申し上げますと、県の林務課あるいは原の地方課というところに話を出してもらいまして、県の林務課といふ面でその計画が適当かどうかということを検討し、県の地方課におきましていわゆる

財政という面から検討を加え、両者の意見の一一致したところで自治庁に起債の申請が出て、自治庁が起債の申請許可をしたものと、市町村から公営企業金融公庫に申し出るという形で、具体的な貸し出し事務を行なうことにしております。

○石村委員 そうすると、非常にやつかりですね。まず県の地方課と打ち合わせ、そして意見が一致したら、今度はまた直接農林漁業金融公庫ではなしに、公営企業金融公庫の方に回る、そらして公営企業金融公庫から農林漁業金融公庫に回って出てくる。

○山崎政府委員 公営企業金融公庫は、農林漁業金融公庫から貸し出しについての事務の委託を受けてやるわけですから、ありますので、公営企業金融公庫へ行けば、一切問題は解決するといふことになるわけあります。

○石村委員 そうすると、農林中金なんかを経由するのと同じような意味で、公営企業金融公庫が中に入る、こういうことなんですか。

○山崎政府委員 その通りであります。

○植木委員長 横山委員。

○横山委員 先ほど神近さんから、本問題につきまして、国有財産、国有林野事業等の汚職の問題についての言及がありました。私はそれに関連していくいろいろ発展をいたしますが、一つ、二つ前提として大臣にお伺いいたしたいのですが、大蔵省関係の脱税だとか汚職だとか、そういうあなたを主管大臣としての責任の管下にある問題は最近どういう傾向を示しておるか、大臣としてそれに対してどういう措置をなさつておられるか、お伺いしたい。

○佐藤國務大臣 管下の問題でただいま食事にて記述させておるが二、

三ござります。一つは、国有財産の処理について不正ありといふ横須賀を中心としての問題、あるいはまた地方の広島の国税局における汚職の問題とか、私まことに遺憾しそくに思つておる次第でござります。ただいま訴訟あるいは検束中あるいは勾留中、こういうような関係で実情をつまびらかにできないものもございますが、いずれ身柄が自由になりました上は、できるだけすみやかに実情を精査いたしまして、直ちに処分をいたしますことはもちろんでございますが、同時に一般の事務遂行におきましても一そろ厳正に取り計らうよろしく、十分注意するつもりでございます。

もしれないから、そのときに備えて所
得の若干のものと横二つナビる。二、

○横山委員 その資本蓄積に名をかりました脱税というのは最近多いのですか。
○竹村説明員 私がお答えいたしました意味におきましての資本蓄積に名をかりた脱税は非常に多くございます。
と申しますより、むしろ、私どもがそういう方々にどういうわけでかよくななことをなさいましたかということを伺いましたが、ほとんど者が、先ほど申し上げましたように、将来の不況に備えるためだといふようなお話をあるよな状況でござります。

の検事会同において井野法務大臣が訓示、之によつて三つは、ほきに満ちて

並びに主として大蔵省關係の活職、監税等であります。
ここにその一節を引用してみますと、「最近の財政、經濟事犯の大勢をみると資本蓄積に名を借りた巨額の脱税犯があとを断たず、またたくみなみで方法によつて貿易および外國為替管理の規制をのがれる悪質事犯も多く、さらに金融の正常化を妨げる悪質な金融関係事犯も広く行なわれている。これらの犯罪に対する厳正な検挙、処理は現在の検察の重要な課題の一つといふべきである。」こういうふうにまことに強硬に、しかも、單に脱税のみならず、外國為替管理の規制、それから金銭賄賂の問題等云々を、まさこ大蔵省の問題として、

件は一体どうなつておるか。——これ
も今は検察当局で書つてゐるが、一律當

ふえていとは必ずしも感じております。併せて、法務大臣がこの種の指示をいたしましたことは、まさに、たまたま会合いたしました検察庁の職員諸君が、經濟担当の諸君だったのです。これは、一般的の検察官の検事犯についての指摘をして、注意を特に喚起した、かように私は理解をいたしております。これは、一般的の検察官の検事犯についての指摘をして、特に經濟事犯だけについて目をつけた指示だ、かように考りますと、いろいろ誤解があると思います。その相当の検事当局であるという立場に思ひをいたされますならば、法務大臣がこの種の指示をいたしますことは、當を得たものだ、かように考えます。

検事が集まつたのであるから、それによつて、話題は二つの二つであつて、さ

今まで特別な問題として今議論をする以上、要はないのだというような大臣のお咎めをうけについては、それだったら井野法政大臣に一ぺんおいで願う必要が生じる。その資本蓄積に名をかりた巨額の脱税事犯が一体どのように現在あるのか。「たゞみな方法によつて貿易おとづれか。」外因為替管理の規制をのがれる悪質な「事犯」も多く、「なつておる実情は何か。「さらに金融の正常化を妨げる悪質な金融関係事犯も広く行なわれている。」証拠は一体何があるのか。それとも検査を始めたのか。それとも特にこの必要があるから、そういう者を集め

○横山委員 そういう問題は、あなた
の管下におけるその種のまことに問題
は、最近特に多くなつておるのか、そ
れとも少くなつてきておるのか、一
般的的な傾向はどんなものですか。
○佐藤国務大臣 国有財産の処理につ
いての問題は、私が大蔵大臣を拝命い
たしましてから今回が初めてのような
感じがいたします。また、国税専門係
では、係の者からの話では、最近この
種の件数は減りつつある、かように実
は伺つております。

おかしいではないかと言ふのは、どうもだましたようでも悪いのですけれども、やっぱり去年と同じことがまた起つたという氣がするわけです。それといいますのは、二十三日に井野法務大臣が全国の財政経済係監事五十八人を招集して訓示をなさつておられる。ちょうど去年でありますから、おととしもありましたか、同じようなときに話がありまして、本大臣委員並びに大臣省としてもまさにびっくりいたしましたよ。よくよく見てみると、どうも

臣の所管事項を中心にして、最近これらいう問題が広く行なわれておると指摘されておることは、私ども大蔵委員としてもやや意外に感じ、われわれの知らざるところがそんなにたくさんあるのかというふうに、遺憾にも感じたところなんであります。

業朴に大臣にお伺いをいたしてみますと、どうもやっぱりこの訓示も御存じないようですし、また井野法務大臣が指摘をしておるような感覚を大臣がお持つことなく、どちらとも思ひません。

たのかという点をさだかにする必要があると思います。
○佐藤国務大臣 法務省では時おり暴力事件犯についての検査諸君を集めるとか、あるいは経済担当の検査諸君を集めるとか、こういうことがあるわけあります。たとえば暴力事件犯についての検査諸君を集めるとか、あるいは経済担当の検査諸君を集めたときには、最近は暴力事犯が多いから取り締まることないでしょうし、暴力担当の方の連絡などもあります。

○横山委員 査察部長もおられるのですけれども、この資本蓄積に名をかりた脱税というのはどういうことですか。

そのとき大臣に御存じでしたかと言つたら、いや実は何の御連絡もなくて、私も新聞記事を見てやや意外に思つたという返事がありました。そういうことで、何とかぬのではありますんかと言つてはいましたら、いやその通りに思ひからん法務大臣を呼んでといふ話があつたと記憶しておるわけですが、二十三日

おおむねはなつておるとと見らわぬし、
○佐藤国務大臣　先ほどは大蔵省職員
の汚職といふお話をございましたので、
汚職の件数は減りつつあるといふ
意味でお答えいたしたのでございま
す。ところが、ただいま民間の脱税事
情をつぶさにお伺いをいた
したいのであります。

○横山委員 活職は申しましたけれども、脱税にしても、大臣としての所管に關するさまざまなもの問題でまずいことはないか、というふうにお伺いをいたしましたことでござりますから、その点は一つ部長の返事とあなたの見解との矛盾が生ずるようであります。井野法務大臣がこのような訓示をいたしておりますことは、単に経済関係の担当

に経済事犯の話をしてもびんとこないでしよう。だから、そういう意味に私もどもは理解をいたしております。また、法務大臣が訓示をいたしました整点は、おそらく抽象的な問題としてお考えられるケースを指摘したのだ、かように思います。また、先ほど私どもの政府委員が説明いたしましたことについて、これも私は相当誤解があり

はしないか、この脱税の件数は、おそらく最近は少し減少しておる、かようない私自身が感じておるのであります。しかし、減少はいたしましたが、その脱税の理由はどういうものが多いかといふと、資本蓄積に名をかりた脱税事犯が多い、こういう意味であります。別に矛盾はしていないのだ。ただどうももう少し私も落ちついてお尋ねにお答えすれば、重ねてお尋ねをいただかなくて済んだことだろうと思ひますが、最初は汚職と言われますので、取り締まりの役所でありますだけに、びんと自分のところの職員から出たことについて、最近気のついた横須賀の問題あるいは岡山県の問題、そういうものがびんときたものですから、その点を御説明申し上げたのですが、一般の脱税の傾向はただいまのような形であります。最近のように税の自然増収があえております場合に、一面苛斂誅求もやっているのではないかといふような一部の批判もあるうかと思ひますし、また一面において、もう少し厳正に取れば、もつと金額がふえるのではないかかといふような問題もあるうかと思いますし、いろいろの御批判はあろうかと思います。税の問題でござりますから、どこまでも適正な扱い方をしておるという実情でございます。大へん失礼をいたしました。

融関係事犯というものを、特に井野法務大臣が、今日全国の検事に対しても、何と申しますか、そのものすぱりと訓示をされたということありますと、これによつて及ぼす影響といふものばかりでありますけれども、きわめて大きいと思うのです。大臣のほうつしやるようなことでは相済まぬことをおつしやるようなことは相済まぬことを思つてあります。そういうことで、もし最近法務大臣が指摘をしなければならない事実があるといつたしますならば、われわれ大蔵委員の職質上いかなる状態にあるかということを法務省側から知る必要があると思いますので、法務大臣の出席を求めていたいと思います。その点一つ理事会で御協議をお願いいたしたいと思います。

○加藤(勘)委員 今の横山君の質問に因連して、一つ大臣にお伺いをしました。

今ここで聞いていますと、資本蓄積のために脱税事犯が多くなつた。これは今お答えになつた。あなたの答えらへられるのは、全体としての脱税問題は減つておるけれども、その減つておる中でも、特にそういう資本蓄積を目的とした脱税はふえておる傾向にある、こういう御答弁であつて、それはわれわれは資料をもらわなければわかりませんので、ぜひ資料をもらいたいと思つています。

それから、もう一つ、今井野法務大臣の出席を横山君が要求しましたけれども、そのことに因連しまして、大臣は、経済事犯担当の検事の会同であるから、法務大臣はそういう訓示をした、こういう御答弁でしたけれども、これはとんでもないことだと思うのです。脱税であるとか、為替管理違反で

あるとか、金融の正常化を阻む悪質の金融事犯であるとか、こういうもののが漸次増大しつつあるといふようなことがあります。その脱税の理由はいろいろあるわけですが、その理由は、先ほどお答えしたとおり、同じ脱税と申しましても、少くともそういう経済事犯について言なならば、大臣なりあるのです。こういふことは閣内の不統一で、少なくともそういう経済事犯について言なならば、大臣なりあるのです。通産大臣なりの意向も聞いて、そちらは通産大臣なりの意向も聞いて、そちらとしてから初めてそういう訓示をすべきであつて、それを大臣も知らないというようなことで、大臣省関係に關する、ことに今言うよな事犯をあげて訓示をされるということは、もしかしながらが言われる通りの実情であるならば、僕は非常に大きな國の恥辱だと困ります。これに反して、もし法務大臣の訓示に倣するよな事犯が実際に多くなるとするならば、あなたはほんやりなんだ。あまりほんやり過ぎる。ほんとうに笑いことじやないのだかなら……。そこで、ぜひ一つ法務大臣を呼んで、そうしてその訓示をされた複数となつた現実にふえておるといふ事犯を數字的に示してもらいたい。それだけ聞きたいのです。あなた返事して下さい。

そういう理由であるということであらうと、さういふことはあります。それから、先ほどの法務大臣の話でございますが、先ほど申し上げるところを会同でござりますので、大蔵省からも、國税並びに稅關部の諸君も立派に会つておるわけでござります。一般的な話をされたたと思います。ただいま書きなれますように、非常に内容的な批判的あることだと思いますが、私どももございません、これは法務大臣の方々でなされることだと思いますが、私がもなお原稿を十分精査いたしまして、実情に反するようなことであれば、これは國民に対しましてもずぶん失礼ではない分でござりますし、あるいはまた、検事の今後の働き等についても特別な示唆を持つといふような心配もござりますから、訓示をされました当時の状況は、私自身も法務大臣について直接伺つてみるつもりであります。ただ、私は、一般的な問題として非常にこういう意味の犯罪が多いといふような言い方ではないだらうと考えます。関係の諸君とすれば、こういう点の傾向があるから、そういうことを気をつける、そういうような話だらうと考えますけれども、なお、具体的にその訓示の内容を見たわけではございません、それで、私自身も十分調べてみるとこいたします。

るが」ときには、いやしくも大臣としてあるべからざることなんです。そして、ほんとうならば、そういう訓示をするような場合は、閣議において、了解事項として、あなたの方だからほんとうは一ぺん目を通しているはずです。少なくとも関係大臣の目を通しておらぬからだ。ところが、法務大臣は非常にそれを重大に取り上げておる。もしそれが事実に反して検事を鼓舞激励するためにそういうことを誇示したとするならば、これは法務大臣許せないですよ。ほんとうに國の恥辱を大臣の口から暴録するようなものですから、この点は、私は、この委員会としても、法務大臣に来てもらいたい。同時に、大蔵大臣は、大蔵大臣として適当に法務大臣からその原稿の根拠をお聞きになつて、やつぱりこの委員会にその法務大臣と話された結果を報告していただきたい。

小型録音機の問題はお聞き及びかと思
いますが、私ども日本社会党といたし
ましては、このような小型録音機が、
いわゆる秘密に内定者を使われるとい

○植木委員長 ちょっと横山君、御発言中ですが、その問題におわたりでしたら、関連のあまりに縁が遠くなりますが、お約束に従つて法案を通して、そして新たに税制に関する件を議題として御発言を願えませんか。

○横山委員 これは汚職関係が少しもあるわけです。大して時間はとりません。

ますから、もうそのもののすぱりと大臣にお伺いをいたしたいわけありますが、片一方で、お詫のように広島や浜や東京の汚職があり、そうして反面において納税者に対して小型録音機を使用する。しかもそれが秘密に使用される場合、それから秘密でなくとも、納税者の前へどんとマイクを据えて、さあ話すか話さぬかといふうなことは、何といっても心理的な強圧を与えるといふようにも私どもは断じて、絶対にこれは納得ができないと言つているのです。最近政府側の御答弁が変わつて、參りまして、小型はやめて普通の録音機にすること、そうして普通の録音機にして、相手の前に明示をして、もちろんこれはわかるのですから、だから了解をしてほしいというような御返事がありました。これは非公式な話でありますから、それが公式なことであるかどうかというのが質問の第一点。
それから、第二点としては、私はそれに対しましても反対をすると申し述べておるのであります。それは、大臣おわかり

と思ひますが、われわれ政治家や、お役人や、権力の上にあるような人たちには、マイクを前に出して見せれば喜んでも話したがるくらいだ。けれども、一般的な納税者の人は、目の前にマイクを突きつけられて、さああなた話をすか話をさぬか、何とか言つて下さいと言えども、こということはおやめになつた方がよろしい。税制は、あくまで合理的に使われる。そういう点からいって、こういうことはおやめになつた方がよろしい。税制は、あくまで科学的に、納得、説得を通してやつてほしいうことを強く要請をいたします。これに關する大蔵省及び国税庁の答弁は、二転、三転、四転をいたしました。これはほんとうに科学的であります。何転もいたしました。そして最後に、普通録音機で相手に明示をして——それに対するまた反論じやありませんけれども、こういう言い方もあるわけです。それは、小山委員の御意見でございましたか、とにかくそいつは納税者側にも証拠になるから、場合によっては有利な場合もある、そういう意見もありました。けれども、今度は、それじゃ移動できない録音機ですから、国税局の中に設置される。国税局へ来た納税者に対して使用するかせぬかということになる。やっぱり役所の中で、納税者が、税務職員の目の前で、さあしゃべりなさいと言われたときの雰囲気といふものは、一体どういう環境のもとにあるかということをおやめになつた方がよろしいではなかつた者だ」と呼ぶ者あり) ただで

え相当の自然増収、苛斂誅求になると
いう雲行きのときでありますから、こ
れはさつぱりおやめになつた方がよろ
しいという觀点をとつておるのであり
ますが、大臣の御見解をお伺いいたし
たいのであります。

○佐藤國務大臣 今度は最近はやりの
何とかの統一解釈を申し上げますが、
私もテープレコードのお話はいろいろ
伺つて参りました。過去の経験から
申しまして、事務当局もいろいろ御批
判をいたいたいたといふだけではなかなか
かやらないといふようなお話をありました
した。いわゆる小型録音機といふもの
は、いろいろ誤解も受けるだらう、こと
に秘密にそぞらうものを使うことは、
どうも公正でない感じもするといふこと
とで、小型はとにかくやめよう。今まで
でもあまりそういうことはない、そうで
すが、とにかくいろいろ批判があると
きでござりますから、小型はとにかく
やめよう。中型といいますか、大きい
ものにつきましては、二十七年以来使
用いたしておりますので、今までの
経験から申しまして、さしたる不都合
もないように考へる。ただ問題は、お
そらく税務署だと警察署だとかいう
ところは、それだけで感じのいいところ
でございませんから、そういうところへ呼び出しを受けるだけでも、なか
なか同じ立場で話せないという話もあ
るかもわからぬと思います。私は税務
署へ行くことはございませんけれど
も、やはり私どもが法律を知りません
ために、あとで税務署でいろいろ問題
にされることがありますので、進ん
で人を派して実情をよく聞かしており
まして、みずからが聞くのとは大いぶ
違つて参ります。やはりいろいろ法

規、手続が複雑でありますだけに、税法をどんなに簡単にしようとしたましても、なかなか難解であつたりということで、今まで問題があつたと思います。そういう意味で、税務署の職員にも、とにかく親切第一に御協力申し上げるようへ執務するということを、絶えず注意しておるわけであります。ただ、今言われましたように、特別な場合において事態を明確にする方法として、もちろん速記をそばに置きましたが、問題でございましょらし、最も簡単な方法はテープレコーダーだと思ひます。先ほどのようにいろいろの見方があり、非常に心理的にこれが威嚇を与えておる、どうも平靜を失つて困るという話もありましょらし、しかし、同時にまた双方の主張が明確になつて、あとで聞き取り書を作れるよりも、それはその方がいいという場合もあります。しかし、いろいろな見方がありますが、しかし、いずれにしても何かと問題がありますから、今まで十分注意をして、使って参ります場合は相手方の同意を得た上で使つてはいるということだと思います。また今後も、そういう方法で十分注意をいたしまして、問題の起こらないようにしてこれを処理していきたい、かように考えております。

重ねて申しますけれども、納稅者に対して——先ほどヤジが入って、納稅者がじゃない、脱稅者だとおっしゃったが、これは明らかに税務官吏が陥りやすい心理であります。それで、纳稅者を見れば、みな何か脱稅の疑いがあるというふうに見ておると思うのです。それは脱稅しているかどうかまだわかつていな段階です。そのわかつていない段階に、調査に際して録音機を目の前に置いて、あなたがいやだつたらいいですよ、こう言うのですね。それを拒否すると、何かあなたはいやなことがあるから拒否するのでしょうか、こういうふうになる。これはたくみに誘導尋問ですか。私は、ある事犯の関係をいたしまして、検事と会談をしたことがあります。ところが、その検事といい、国税局の人といい、誘導尋問は実にうまいのです。そう言つては失礼だけれども、いい意味でも悪い意味でもうまいのです。そういう人たちが録音機を使つていいですからと穏やかに言つて、いやです、何でですか、こういうことになるのですね。自分のうちでもないし、すでに話し合いのベースじゃないのですよ。ちょっと国税局へ来て下さいという場合は、話し合いのベースじゃないのです。自分がまるきり白であつても、調査をされるといらぬ気があります。そのときに、使つていいのですかと言えば、断わるということは何かしら暗いという感じがするから、まあいいですとかりに言います。それでは、これはどうですか、あなたはこの間うちを作つた、あの金はどこ

さあそれは、こう言う。自分の思いもかけなかつた質問ですから、少し迷う。どうして黙つていらっしゃるか、こう言います。あのお金はもひけた金ですか。借りた金です。だれから借りた金ですか。親戚の者です。親戚のどなたですか、こう言つたら、その借りた親戚に調査が行くことになるから黙る。なぜ黙つていらっしゃるのですか。こういうやり方が実にうまいのです。私は何回も体験もしています。別に悪い意味じゃありませんけれども、体験もしていますし、別な角度で自分もやつたことがあるのです。録音機を使っての間というものが、いかに相手方に対する心理的な効果を与えるかということを痛感をするわけです。ですから、私は、それじやその録音機を証拠になさるのですかと言つたら、これは法的な証拠にはしないとおっしゃる。じや何にするのですかと言つたら、録音をとつて、あとで整理して、今度もし聞き取り書や何かを作るときに、それを参考にする、こう言うわけです。証拠にはしない、参考にしているというところに、これまたきわめて危険なものを感するわけです。なぜかと申しますと、証拠にはしないと言つているけれども、税務署としては、これは納税者が事実言つたものであるから、動かしがたいものとして腹の中では考えていいるわけですよ。自分は動かしがたいものとして考えている。けれども、証拠にはしないということですから、納税者と税務官吏の間でベースが違うのです。証拠にするといふなら、まだ私はいくらいに思つていたら、証拠にはしない、参考にすると言

ぬところは、大口所得者をねらわずに、中小企業、同族会社ばかりを結果としてはねらっているということ、第三番目にいかぬところは何かといふと、かりにその人が白であつたとして、法律上はも査察をやつたとしても、法律上はこれに対する救済手段がないのです。もう五十円でも百円でも黒は黒には違ない。十数人もかかつて、二日も三日も査察をやつたとしても、法律上はそれの資力、信用というものは一休どうなれるのだ。同時に、そこばかりでなく、関連の取引先、銀行にずっと網が張られ、それに関連の下請や親企業に対しても査察を行つた。そこで、そこを調査された人は、自分のところもやられかねない。けれども、それによって失われる時間、費用、信頼などは、もう口を締めて語らない。また波及する。そもそも二日も三日もやられると、それで関連の白のところは一体どういう救済の手段があるか。何もないというわけですか。ですから、この調査、査察については、淺香報告では、この際今の調査の制度について改革をすべきだ。少なくとも廃止をすると、それだければ査察的なものはとれ、調査的なものは、合理主義、納得主義、説得主義の調査的なものにして、大企業を中心のものにすべきだという意味の答申をしているのです。ところが、それがちつとも実行に現われていないわけです。しかも、今録音機で心理的な強圧手段をねらうというのは言語道断だと私は言つている。小型録音機一つを本委員会でも私は三回も問題にしているのです。問題は、小型録音機そのものも問題だけれども、それによって今の調査査察制度について転換してもらわなければなりません。

○佐藤国務大臣 御意見は、納得のいくところもありますし、また、立場を変えてみますと、なかなか全部に賛成できません。しかし、立場をもしかねる点もござります。私は、問題はこの種の事柄、納税の正確を期するという意味では、やはり何と申しましても国民の積極的な協力を得なければならぬことだと思います。納税者の方々の積極的協力が必要だ。また、税務署の職員といいたしましては、これは厳正公平でなければならない。これもよくわからります。その立場において、ただいま納税という事柄の重要性をいうことに思いをいたして参りますと、いろいろの弊害を生じないようにして、そして厳正公平な課税が行なわれるよう、これを遂行することが望ましいのじゃないかと思ひます。従いまして、先ほど来お話をありました、何だか会えば相手を脱税者と目すとか、あるいは何か不都合なところがあるというような先入観で扱うことは、厳に戒めなければならぬことだと聞いています。また同時に、納税者の方々にも、納税の重要性に思いをいたされまして、その点では率直簡明に納税についての御協力が願いたい。この点がまだありますならば、おそらく何を使われようとも問題がないはずです。しかしながら、何だかテープレコードを使う、しかもそれが秘密なものであるとか、あるいはしないしよでやるとか、いろいろ威圧を加える、あるいは誤解を受けるとか、ことにテープレコードをあとでかけ直してみて、この間

に間があるじゃないか、この間に考えたのじゃないかというような話では、いろいろな問題が起るだらうと思います。しかし、私は、基本的な問題から申せば、双方がフェアな扱い方といふことが望ましいのであります。そういう意味の御理解と御協力を切に要望してやみません。また、税務署の職員等が人が見れば脱税者と思うていうことですが、もしさういうようなら不都合な考え方とか先入観がありましたら、それこそ私どもの責任として十分直していくつもりでございます。十分個人の自由なりまた権利は尊重しなければなりませんが、ただいま申し上げるような問題でござりますから、同時に、納税はいかに重い義務であるか、それについてはどうか十分の理解と御協力を望んでやまないものであります。従いまして、先ほど来私が申しますように、何らかの疑念を持たれて、そしてその説明を求められた場合に、おそらくこれは聞き取り書を作るのだと思いますが、聞き取り書は相当の時間話し合った後に作成するものでございますから、十分の成果を得ない場合もある、そういう意味で、聞き取り書作成の上から見ましても、ただいまのよくなテープレコードなど非常に便利なものではないか、私はかように思います。そういう意味から申しまして、先ほど来いろいろ御心配の点ございますが、税を扱います税務署の職員についての注意もさることであります。が、国民の皆様方からの税についての御理解と御協力、これはやはりぜひともお願いしなければならぬこと、かように私は考えております。

○横山委員 抽象的ではありますけれども、大臣の気持の点はよくわかりました。皮肉を言うわけではありませんけれども、あなたがおっしゃっているにかかわらず、今あなたの傘下の役所で、汚職や脇役が先ほど指摘をされておりましたように増大しているということは、まことに私は遺憾なことだと思います。しかし、広島の中心的な人は調査監査の調査課長さんですか、そういうような話を漏れ聞きました、だからこそ言わぬことじゃない。その原因等を考えてみると、私どもが指揮しておられますことがおさら明確になつております。時間がありませんから、あまり多くは申しませんけれども、どうぞ一つ今大臣がおっしゃったような題旨が徹底するようにしてほしい。私も役職柄税務署の諸君の行動についてはよく承知しておりますが、私は出でます。時間があまりませんから、あまり多くは申しませんけれども、どうぞ一つ今大臣がおっしゃったような題旨が徹底するようにしてほしい。私も役職柄が全乗客の生命を預かって、全責任がその一身にまかされているのと同じよう、一人の税務職員は、納税者と対話をして、その納税金額がどのくらいであるかをきめる相当の裁量と責任をもつて、その説法へ一つであります。誘惑と危険が常に存在しておりますから、その誘惑や危険に陥らないようにするためにはどうしたらいいかということが痛感されなければならぬのであります。先般私は運輸委員会に行きましたが、小牧の村手管制官のことについて、大臣とやりとりをいたしたのですが、社会党の私どもが言う前に、自由民主

党の皆さんや大臣から管制官の給料が驚くほど安い、これはいかんだといふことをこもごもおっしゃるわけあります。そういう見方をなさるならば、あにこれ管制官の給料ばかりではありません。誘惑と危険、人命の尊重の点からいいますならば、私は今においてそういうことをおっしゃるのがおかしいと思うのであります。けれども、これはいろいろの見方があるかもしれません。誘惑と危険、人命の尊重の点からいいますならば、私は今において、大臣としてどういうふうな見解を持たれるか、これを最後にお伺いしたいのであります。

○佐藤国務大臣 今一般的に給与が適正なりやいやといふような問題がございまして、大臣としてどういうふうな見解を持たれるか、これを最後にお伺いしたいのであります。

○佐藤国務大臣 今一般的に給与が適正なりやいやといふような問題がございまして、大臣としてどういうふうな見解を持たれるか、これを最後にお伺いしたいのであります。

○佐藤国務大臣 今一般的に給与が適正なりやいやといふような問題がございまして、大臣としてどういうふうな見解を持たれるか、これを最後にお伺いしたいのであります。

○佐藤国務大臣 今一般的に給与が適正なりやいやといふような問題がございまして、大臣としてどういうふうな見解を持たれるか、これを最後にお伺いしたいのであります。

○植木委員長 ただいま議題となつております三法律案のうち、系属安定特別会計法の一部を改正する法律案及び国有林野事業特別会計法の一部を改正

を受けました上で、私どもも十分考えて処理していただきたい、かように考えております。

○横山委員 委員長並びに大臣に、議事進行についてのお願いがあるのであります。

○植木委員長 委員長としてお答え申します。

本日の議事の経過等につきまして、ただいま横山委員からのお申し出の件につきましては、委員長ふなれのためにはなはだ行き届かない点があります。それは特に要望がございまして、前理事会を通じて政府与党の皆さまに検討をお願いしている七項目の要望があるわけです。その要望をすでにござります。まれな大臣がたまたまおいでになつたときに、私どもの党はもとより、民社の皆さんにおいても質問者が非常に多いのであります。それ待つてましたといふように、みんなの質問があるわけであります。その周を繰つて、本日食事と称され、運輸委員会にお出かけになつた。それだけならば私どもはとやこうは申しませんけれども、本委員会は、理事会の決定をもつて、運輸委員会に日鉄法に関する合同審議をお願いをしてあつて、それがいやだといわれて、そうして私どもとしては、腹の中で、それではしょもしないから、本委員会は世銀借款に非常に關係もあるから、われわれに最もよんどころない所用があつて、わが党並びに民社の理事の皆さん方は退場なさつておられるのでありますけれども、その退場もその間の事情を物語つておると、思つて、言えないことはないと思ふのであります。私どものような人間がこういふことを申し上げるのは、まさに遺憾でありますけれども、どうぞ、それは政府与党並びに委員長におかれても、われわれの心理もある程度くんでもらわなければ、比較的の委員会においていつも審議に協力をしてくれる私どもも、あれは何だといふことを願います。

二二五

する法律案の二法律案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○植木委員長 なお、右の両案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることいたします。

採決いたします。両案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めます。よつて、両案は原案の通り可決いたしました。

ただいま可決いたしました両法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

次会は来たる二十九日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時九分散会

〔参照〕

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)に関する報告書

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕